

A close-up photograph of a person's hands holding two bright yellow chrysanthemum flowers. The person is wearing a white long-sleeved shirt and a dark blue apron. The background is softly blurred, showing more of the person's torso and the flowers.

中間報告

平成21年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「都道府県地域生活定着支援センター」の円滑な運営に関する実践的研究」

罪を犯した人達への 福祉サービス提供のあり方について

- 地域の中で包み込む -

増補改訂版

~ 2009(平成21)年12月版

社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)

目次

1. 罪を犯した障がい者・高齢者とは

罪を犯した障がい者の現状	06
刑事司法の流れ	07
地域生活定着支援センターとの連携で安心感のある福祉サービスの提供ができます	09
COLUMN 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業	11

2. 罪を犯した障がい者・高齢者の支援について～福祉施設で直接受け入れ～

罪を犯した障がい者・高齢者を受け入れるまでの支援の流れ	13
個人情報の管理について	15
仮出所・満期出所の支援体制の違い	16
<hr/>	
事例 ① Aさん 住宅街のケアホームで直接受け入れ.....	17
事例 ② Bさん はじめての矯正施設からの受け入れ.....	23
事例 ③ Cさん 仮出所による初の受け入れ 薬物中毒への対応.....	29
<hr/>	
まとめ 1 地域の中のグループホーム等でサービスを提供します.....	35
まとめ 2 仲間づくりと居場所づくり.....	36
まとめ 3 時間をかけたアセスメントが必要になります.....	37
まとめ 4 福祉以外の社会資源との連携.....	39

3. 罪を犯した障がい者・高齢者の支援について～更生保護施設「虹」での受け入れ～

更生保護施設「虹」の概要	42
支援の実績	42
支援の流れ	43
各機関との連携	43
<hr/>	
事例 ④ Dさん 更生保護施設で受け入れ 日中は福祉を利用.....	45
<hr/>	
司法と福祉の更なる連携に向けて	51

後記として.....NPO 長崎県地域生活定着支援センター所長 酒井龍彦 52

資料集

参考資料 フェイスシート（アセスメント）	54
参考資料 関連機関一覧	63

罪を犯した障がい者・高齢者と聞いてどんな人を想像しますか？



さん

住居侵入・窃盗罪
初犯
懲役1年6か月



さん

詐欺罪
前科4犯
懲役1年6か月



彼らは...「モンスター」でも「恐れられる存在」でも「福祉」の支援さえあれば...犯罪に手を染める必要が



さん 30代、女性、IQ相当値：43、療育手帳：なし

『収入がほとんどなく、病弱な家族を抱えたまま生活は困窮。生活苦のため食料を盗んだ私』
『自分の思いや要望をほとんどしゃべれず、不安が募ると涙が止まりませんでした...』

両親・5人兄弟の末っ子として生まれる。生活は非常に貧しかった。
小学・中学校は地元の普通学級を卒業。
しかし、**学業劣位で読書、計算も十分に出来ず、クラス不適應**であった。
中学卒業後、他県へ集団就職。しかし、**仕事はほとんど覚えられなかった**。
1年後、母親の病気のため仕事を辞めて実家へ戻る。
その後、病弱な母親と障がいのある兄と3人で生活。(父親：出稼ぎ 他の兄弟：他県で生活)

生活
犯罪歴

20歳の時、**父親が病死**。
清掃業、レジ係等のアルバイトをするも、仕事が覚えられなかったために**すぐに解雇となり、定職には就けなかった**。
母親と兄を支えるため、農業を手伝い、なんとか小遣い程度の収入を得て生活していた。

弱者(障がい者)を食いものに...

しかし、ある日...手伝い先で強姦に遭う。
家族の誰にも打ち明けられず時間だけが過ぎ...**心には大きな傷が**。
その後も生活は何一つ変わらないまま...雨漏りが激しくするような家屋で、**三人で身を寄せるように生活していた**。
そんな状態から逃れるように...
近隣の住宅に侵入しては、食料品等の窃盗を繰り返すようになり逮捕・受刑(初犯)となる。

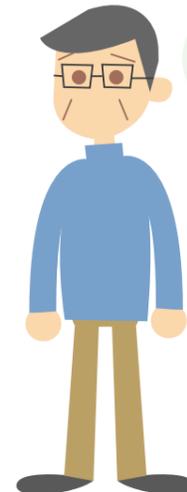
本人には知的障がいがあったにもかかわらず、**これまで福祉的介入はまったくなかった**。

また、本人だけではなく家族性の障がいも疑われ、ある種**地域社会から孤立した状態で一家は生活していた**。

本人の性格は、引っ込み思案で自分の思いや要望についてほとんどしゃべることが出来ず、不安が募ってくるといつもしくしくと泣き出していた。

そのため、**福祉的介入のないままに本人が一般就労することなどは難しく...**
稼働できない母親と兄との生活は**困窮を極めていた**。

ありません。
なかった人達なのです。



さん 40代、男性、IQ相当値：69、身体障害者手帳：3級

『幼少期から繰り返された悲劇』
『帰る場所や身寄りもなく、空腹に耐え切れず「無銭飲食(詐欺罪)」を繰り返した私』

両親・姉・妹のごく普通な家庭に生まれる。
幼くして**母親が病死**。継母から**イジメ**に遭うようになる。
小学校入学直後からイジメに遭う。
継母・友人等の**イジメ**から逃れるように「問題行動(シンナー等)」が始まる。
高校の時に**父親が病死**。さらに「問題行動」がエスカレート。

生活
犯罪歴

身内からの支援もあり更生へ

高校卒業後、調理師見習いとして稼働。真面目に働き「調理師免許」も取得。
21歳の時には結婚をし、生活は安定。初めて訪れた「幸福」な時間...

しかし、悲劇は繰り返された...

23歳：バイクに乗って**信号待ちのところを追突され、意識不明の重体**に。
奇跡的に回復するも...**右上下肢機能障がい(身体障がい)**となる。
リハビリに耐え、何とか職場復帰したものの身体的に持続困難で**すぐに解雇**。

この間、妻とも**離婚**。
なんとか単身生活をしていたものの...
自らが置かれた境遇や身体的不遇感から生活は荒み、**暴飲等で事故の賠償金等や所持金を消費**。

結果、**身寄りや住まいも無くし、自棄になって「無銭飲食」**で逮捕。
裁判で執行猶予となるも...

結局、**帰る場所や頼れる身寄りもいなかったため、再び「無銭飲食」**で逮捕・受刑。
初犯服役後も**帰る場所や身寄りもいなかったため、放浪生活の末「無銭飲食」**で受刑。

2犯服役後も帰る場所や身寄りもいなかったため、受刑中に知り合った暴力団事務所生活。
しかし、働いても働いてもお金を貰えず、事務所をすぐに飛び出す...しかし、**帰る場所や身寄りもいなかったため、放浪生活の末「無銭飲食」**で受刑。

3犯服役後、今度こそはと再出発のために市役所へ生活保護の申請に行くも**「住居がないから」との理由で受理されず、再び行く当てもない放浪生活に...**
すぐに所持金は尽き、空腹に耐えかね「無銭飲食」で今刑(4犯)となる。

矯正施設の中には...

私達「福祉」

このような「生きる力が弱い」人達がたくさんいます。

罪を償った後の人生は...

の力で支えていく必要があるのではないのでしょうか。

1

罪を犯した障がい者・高齢者とは

厚生労働科学研究によって矯正施設の中に福祉の支援を必要とする障がい者・高齢者の方がたくさんいることが分かってきました。出所後に福祉の支援がないことが、「下関駅放火事件」に象徴される、犯罪を繰り返す「累犯障害者」を生む原因となっています。

この章では実際の支援にあたって基礎知識となる、支援の対象者の範囲、罪を犯した障がい者・高齢者が置かれている背景、サポートを行う「地域生活定着支援センター」の役割について説明します。

下関駅放火事件

2006年1月山口県 JR 下関駅の木造駅舎など約3840平方メートルが全焼した。逮捕された78歳の男性は知的障がいがあり（療育手帳なし）放火罪で過去10回に渡って刑務所に服役していた。この日も数日前に刑務所を出所したばかりであり、「刑務所に帰らなかった」と動機を語った。



罪を犯した障がい者の現状 06

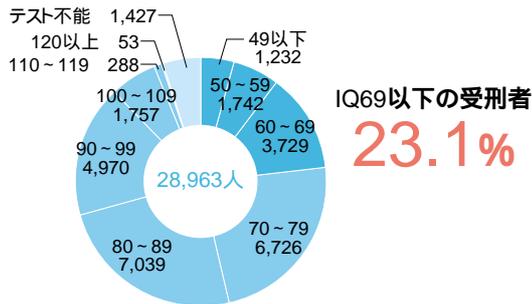
刑事司法の流れ 07

地域生活定着支援センターとの連携で安心感のある福祉サービスの提供ができます ... 09

COLUMN 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業 11

罪を犯した障がい者の現状

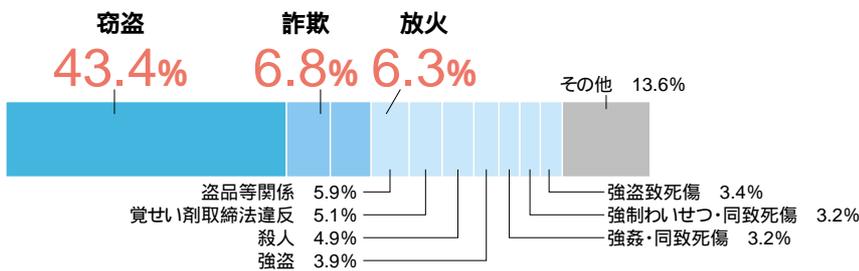
矯正施設のIQ69以下の受刑者数



知的障がいとされる「知能指数69以下」の新規受刑者は毎年全体の2割強を占めています。2008年は6,703人でした。(出典「矯正統計年報 2008年」法務省)

一方、全国15庁の刑務所を対象にした厚生労働科学研究の調査(2006年実施)によると、知的障がい者(疑いも含む)の受刑者410人の内、福祉へのパスポートともいえる療育手帳の所持者はわずか26人ととどまっています。

罪を犯した障がい者の罪名

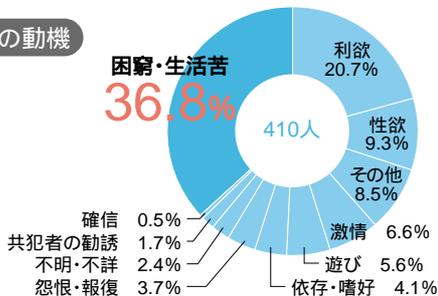


最も多い罪名は「窃盗」で43.4%。無銭飲食、無賃乗車等も含まれる「詐欺」が6.8%、「放火」が6.3%と続きます。凶悪犯罪と言われる「殺人」「強盗」は全体の8.8%です。

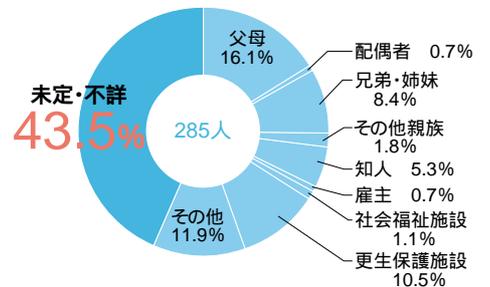
出典「プレス発表資料：刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について」法務省矯正局

犯罪の動機、前回出所時の帰住先

犯罪の動機



帰住先

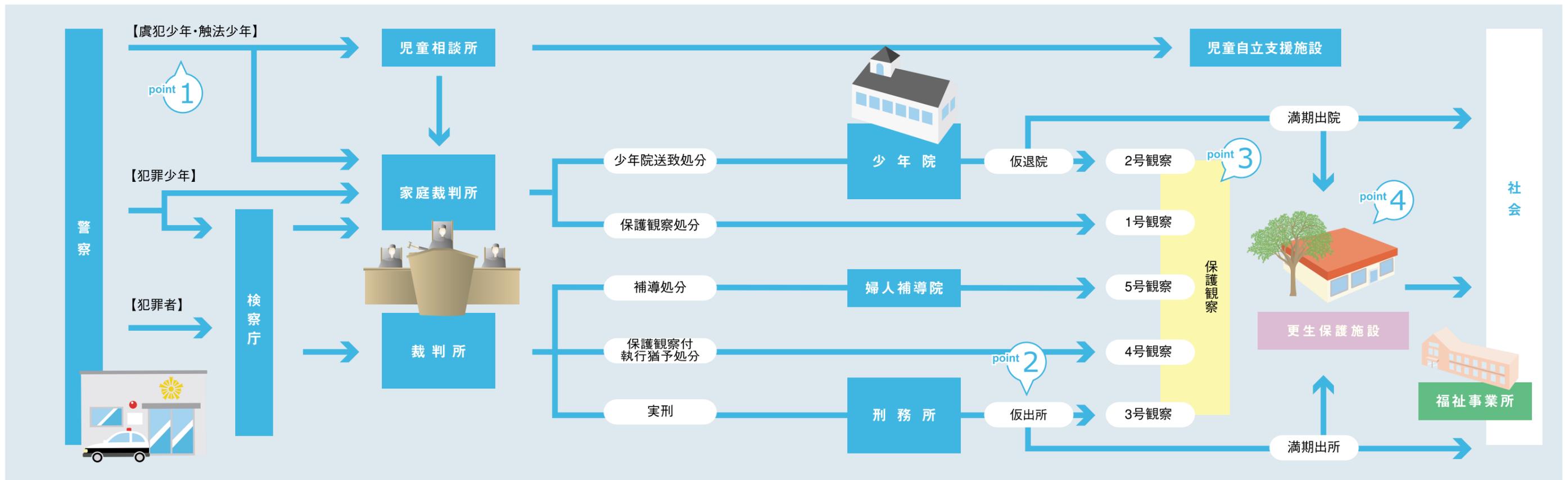


犯罪動機では「困窮・生活苦」が36.8%で最多。全体の7割を占める再犯者285人の内、約半数は帰住先がありません。新規受刑者と療育手帳所持者の差から明らかな通り、福祉の支援が受けられないが故に軽微な犯罪を繰り返す「負のスパイラル」に陥ってしまっています。前回の出所から1年未満に罪を犯した受刑者は60%でした。

出典「プレス発表資料：刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について」法務省矯正局

刑事司法の流れ

矯正施設(刑務所・少年院)では、社会の一員として立ち直るための更生改善指導が行われます。福祉施設で受け入れる対象者は、このような罪を償い指導が行われた受刑者が中心になります。



point 1 非行少年の処遇と矯正

非行少年(20歳未満の男女)に対しては、少年が実際に犯した行動や被害の程度よりも、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇・矯正が行われるのが大きな特徴です。

非行少年は少年法に基づき司法機関で扱われる14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者(犯罪少年)と、児童福祉法に基づき県や市の行政機関で扱われる14歳未満の違反者(触法少年)とに分かれます。

前者は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合に少年院へ送致されます。

また、不良行為やその虞のある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58施設あります。

point 2 仮釈放制度

「仮釈放」(仮退院)とは、改善更生が期待できる受刑者を刑期満前に釈放し、円滑な社会復帰を促進することを目的とする制度です。

有期刑3分の1、無期懲役10年を経過していること、悔悟の情及び改善更生の意欲があること等と共に、身元引受人、帰住地があることが仮釈放の条件となっています。福祉の支援を必要とする者は、身元引受人がいないため満期出所になる者が多いことが特徴だと言えます。

保護観察制度等の司法の支援が可能な仮出所期間に、福祉の支援へつなげていくことが「累犯障害者」になることを防ぐ鍵となります。

point 3 保護観察制度

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮出所を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

犯罪をした人又は非行のある少年に、通常の社会生活を営ませながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と地域ボランティアの保護司が連携し、月に2、3回面会して指導・助言します。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、居住地の移動等に一定の制限が加えられます。

point 4 更生保護施設

刑務所出所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けする施設です。全国に103施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人や社会福祉法人等によって運営が認められています。(2009年10月現在)

地域生活定着支援センターとの連携で 安心感のある福祉サービスの提供ができます

Q どのような人を受け入れるのでしょうか？

A 基本的に「特別調整」の必要があると認められた出所者が対象となります。

矯正施設に収容されている者の中で、以下のすべての要件を満たした者が対象となります。

- 1 高齢（おおむね65歳以上をいう。以下同じ。）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
 - 2 釈放後の住居がないこと。
 - 3 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
 - 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
 - 5 特別調整の対象となることを希望していること。
 - 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。
- （平成21年4月 法務省保釈第244号 法務省矯正局長・保護局長通達）

Q 罪を犯した障がい者・高齢者等は、障害者手帳や介護保険被保険者証等を取っていない人が多いと聞きます。必要な福祉サービスの手続きは受け入れる事業所が行うのでしょうか？

A 必要な福祉サービスの申請・取得は、地域生活定着支援センターが行います。

2009年7月より、各都道府県で「地域生活定着支援センター」の設置が始まっています。（2009年12月31日現在 7か所）

同センターは、法務サイドと福祉サイドの間で、福祉の支援を必要とする受刑者に関する情報提供・連携がなかったことが「累犯障害者・高齢者」を生み出す一因になっていたという反省の上に立ち、司法と福祉とを「つなぐ」役割を担います。

具体的には、同センターが対象者との面談・アセスメントを行った上で、各種福祉サービスの申請・取得を可能な限り受刑中に整え、円滑に受け入れ先の事業所へ引き継ぐことを目的としています。

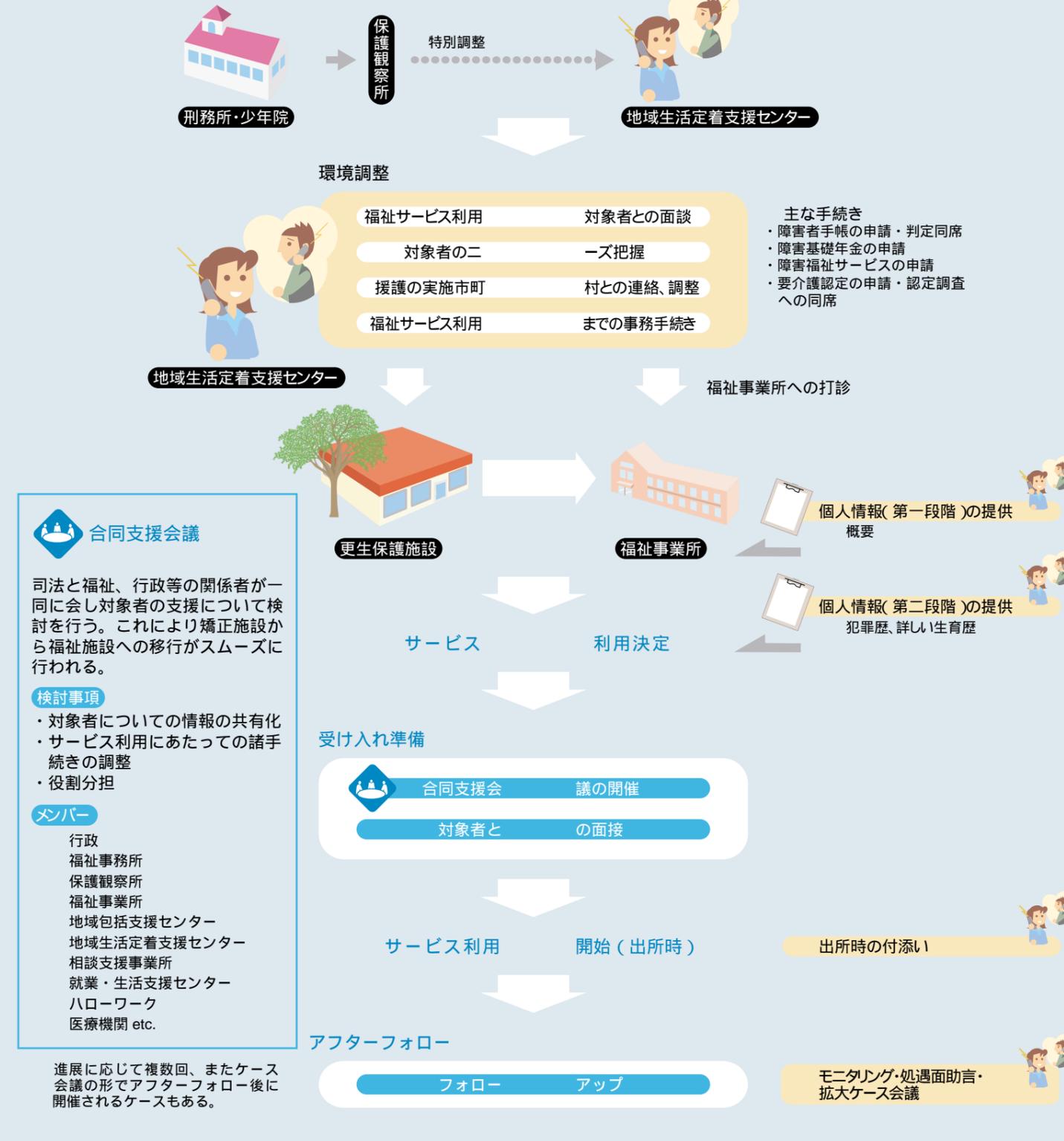
Q 受け入れる前に、矯正施設での本人と面談をする事は可能ですか？

A 可能です。

受け入れを検討している事業所にとって、事前に直接対象者と会い、会話を交わしたりする時間は、受け入れを判断する上で必要不可欠なプロセスだと思います。

矯正施設に入所中の面談については、矯正施設側と連携を図ることで、実施可能です。当然、矯正施設側との調整等は地域生活定着支援センターが担い、面談時の同行も行います。

対象者受け入れまでの流れ



また、福祉の支援を必要とする矯正施設出所者の多くが「出所後の行き先があるのか?」「そこはどんな所なのか?」と不安を抱いていますので、受刑中の面談は対象者・福祉事業所お互いにとってメリットがあるのではないのでしょうか。

Q 経済的保障がない方の所得保障はどうなるのでしょうか？

A 必要な手立てを地域生活定着支援センターが行います。

福祉の支援を必要とする矯正施設出所者の多くが、「所持金がない」「預金がない」「頼れる身寄りがいない」といった状態で支援が開始されますので、「所得保障」は必要不可欠な手立てです。

センターでは、可能な限り矯正施設入所中に所得保障と成り得る手立て(障害基礎年金、厚生年金等)の申請・照会等を矯正施設・保護観察所及び行政等と連携して行います。

また、年金による所得保障が難しい対象者には、矯正施設出所後、円滑に「生活保護」が受給できるよう、事前に行政との合同支援会議等を行うようにしています。

Q 具体的に受け入れを検討するために、詳しい個人情報を貰うことは可能ですか？

A 可能です。

福祉の支援を必要とする矯正施設出所者の支援にあたっては、事前に本人から「個人情報提供に関する同意書」を矯正施設側で取っていただいた上で、地域生活定着支援センターが福祉の手立ての調整を行っていますので、公的な機関や受け入れを検討している事業所等には「取扱注意」で、必要な個人情報(生活歴・犯罪歴等)を提供しています。

なお、決定した受け入れ先の事業所に対しては、「個人情報の取扱に関するガイドライン」を地域生活定着支援センターと締結していただき、個人情報の保護・管理に努めています。(詳しくはP15参照)

Q 罪を犯した障がい者・高齢者等の支援を行ったことがないため、受け入れた後のトラブル等が心配です。アフターフォローはあるのですか？

A 地域生活定着支援センターがしっかりフォローアップしていきます。

矯正施設を出所し、受け入れ先の事業所へ繋いだ後にも地域生活定着支援センターが一定期間継続してアフターフォローを行います。

具体的には「モニタリング(定期的な連絡・訪問)」「処遇面の助言」「拡大ケース会議(援護の実施市町村、関係機関)」等を行い、受け入れ先の事業者や援護の実施市町村及び関係機関等と一丸となり、対象者の安定した地域生活の実現を目指していきます。

column 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業

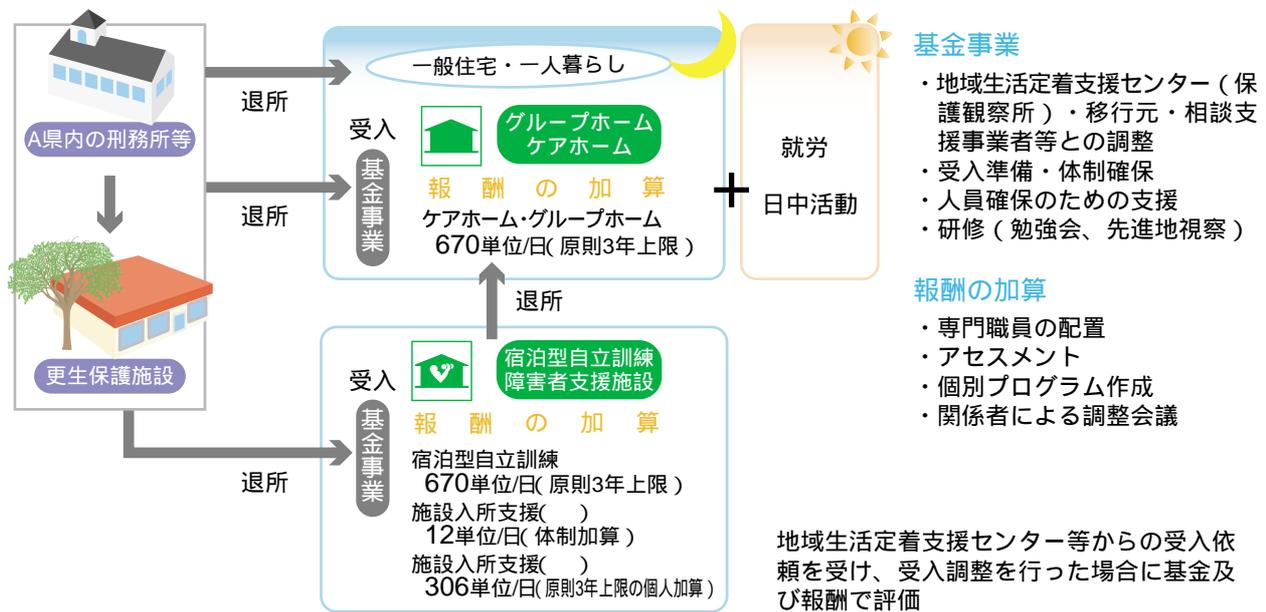
1 事業の目的

矯正施設等を退所した障害者については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、退所後に地域社会に復帰するための福祉的な支援が不十分な状況である。

そのため、障害者支援施設等への受け入れを行う際の調整や施設における受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援を行い、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 実施主体 都道府県
- (2) 事業の内容



- ① 矯正施設退所者等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援
- ② ①での受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム又はグループホームで受け入れるための支援

【主な事業内容】

- ・施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保（当該利用者がケアホーム等の報酬（地域生活移行個別支援特別加算）の対象となる前の人件費を含む）のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援
- ・矯正施設等との調整
- ・退所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催支援 等

地域生活定着支援センター（仮称）や保護観察所等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に対応

- (3) 補助単価 ①②ともに1件あたり1,000千円以内

3 補助割合 定額（10/10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

2

罪を犯した障がい者・高齢者の支援について ～福祉施設で直接受け入れ～

コロニー雲仙は、2006年より厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の一員として、この問題に取り組んできました。その一環で周囲の矯正施設と連携し、出所後の生活支援を行うモデル事業の中で8名の対象者を受け入れました。また、2009年4月に更生保護施設「虹」が開所してからも、ハンディキャップを持つ受刑者への支援を引き続いて実施しています。

この章では、3名の個人事例の紹介と共に、支援を通じて明らかになった罪を犯した障がい者の支援の方法について説明します。

性別	受け入れ時の年齢	矯正施設入所歴	主罪名	再犯期間	療育手帳の有無	出所	受け入れ時の障害程度区分	
男性	40代	初入	窃盗	執行猶予中	有(B2)	満期出所	6	
女性	50代	4入	器物破損(放火)	1か月28日	無 (出所後に取得、B1)	満期出所	無 (出所後、療育手帳取得し、福祉サービス利用申請。区分3)	▶ P 17
女性	20代	初入	覚せい剤取締法違反	執行猶予中	有 (受刑中に再判定し B2 B1)	仮出所	3	▶ P 23
女性	40代	4入	窃盗	29日	受刑中に申請(B)	仮出所	2	
女性	50代	3入	常習累犯窃盗	6か月27日	受刑中に申請(B)	仮出所	3	▶ P 29
男性	60代	10入	窃盗(賽銭盗)	6か月28日	受刑中に申請(B1)	仮出所	2	
男性	20代	初入	窃盗		有(B)	仮退院	2	
男性	10代	初入	強制わいせつ		有(B)	仮退院	2	
女性	30代	初入	建造物侵入、窃盗		有(B)	満期出所	4	▶ P 45

罪を犯した障がい者・高齢者を受け入れるまでの支援の流れ.....	13
個人情報の管理について.....	15
仮出所・満期出所の支援体制の違い.....	16

事例 ① Aさん 住宅街のケアホームで直接受け入れ	17
事例 ② Bさん はじめての矯正施設からの受け入れ	23
事例 ③ Cさん 仮出所による初の受け入れ 薬物中毒への対応	29

まとめ 1 地域の中のグループホーム等でサービスを提供します	35
まとめ 2 仲間づくりと居場所づくり	36
まとめ 3 時間をかけたアセスメントが必要になります	37
まとめ 4 福祉以外の社会資源との連携	39

罪を犯した障がい者・高齢者を受け入れるまでの支援の流れ



Q 建物や設備等、特別な増設は必要ですか？

A 必要ありません。

認可された福祉施設であれば現状の建物や設備でかまいません。ハード面よりもソフト面が大切であり、「おかえり」という、ありのままを受容することが第一歩です。

Q 近隣の住民への説明は必要ですか？

A コロニー雲仙では行っていません。

対象者は、刑務所や少年院で罪を償った方が中心であり、福祉サービスを利用するという点においては一般の利用者と変わりません。そのため、通常の新規利用と同様に、近隣の住民や他の利用者の保護者へその都度説明するということはコロニー雲仙では行っていません。社会内処遇を行う更生保護施設でも新規入所者に関する情報開示は行っていません。

Q どのような状態で受け入れますか？

A 本人の不安を軽減する為に、当面は24時間寄り添います。

刑務所を出て、新しい環境での生活は、本人にとってかなりの不安とストレスがあります。また真に信頼できる「人」を求めています。それに「刑務所を出て来た…」という引け目が本人を孤独にさせてしまうところがあります。そういう心情に近づき、寄り添う姿勢とその体制が孤独感をやわらげていきます。

Q アセスメントでの注意点は？

A 長い時間をかけて行うことが必要です。

罪を犯した障がい者・高齢者の犯罪（問題行動）は、①家族の不在、②経済的、制度設計等の二次的障がい、③障がいの特性という幾重にも重なった問題が背景にあります。それゆえに、「ニーズ（課題）」が見えずらく、単純に問題行動を課題点とするだけでは解決へつながりません。したがって、通常の利用者よりもアセスメントに時間を要することになります。

Q 個別支援計画で配慮することは？

A まずは仲間づくり、居場所づくりを行うことが大切です。

福祉サービスを利用される方は、家族のもとに帰れなかった人、又は家族そのものが存在しない人です。また色々な人間関係を経て人を信じられなく、心に壁を張っている人が多いです。それがアセスメント作成の難しさにもつながってきます。個別の目標に移る前に、「一人ではありません。ここにいても良いですよ」と伝えてあげる、仲間づくり、居場所づくりが大切になります。

Q モニタリングの際の特徴は？

A 受け入れ初期は通常の方よりも短い期間で行います。

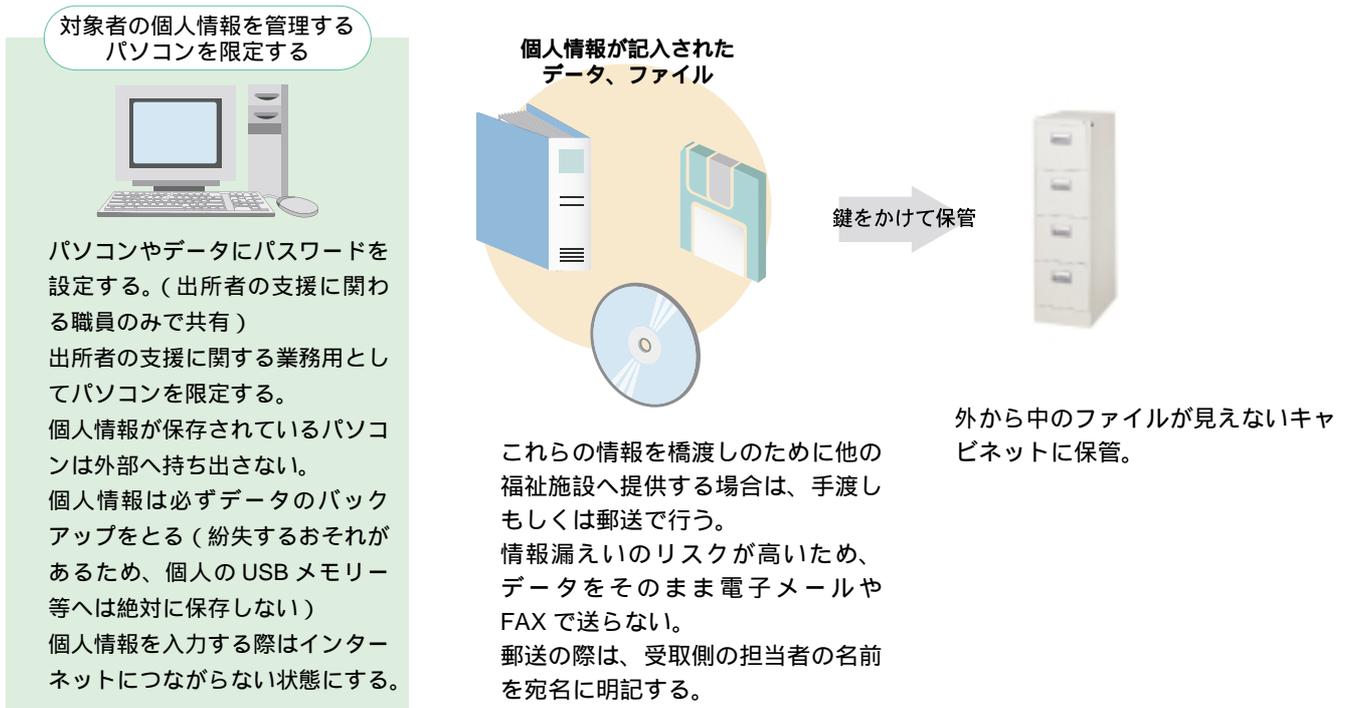
これまでに述べた、受け入れ時の情報の少なさ、アセスメント作成の困難さから、受け入れ初期は日中系3か月、生活系6か月という法定のモニタリング期間よりも、短い期間で行うことが心と行動の変化に細かく対応できると思います。

個人情報の管理について

「出所者」であるという本人にとって一番知られたくない情報である個人情報の管理及び扱いについては、一般の利用者以上に、より厳重な管理が必要となります。

個人情報取り扱いのガイドライン

個人情報の取り扱いについては、地域生活定着支援センターとの間に、以下の通り「個人情報の取扱に関するガイドライン」を締結していただきます。個人情報の共有範囲については、各事業所間で決定します。



入手できる個人情報

受け入れにあたって、保護観察所より提供される個人情報は以下の通りです。更に必要な個人情報がある場合は、地域生活定着支援センターに要望します。地域生活定着支援センターと保護観察所が検討の上、開示を決定します。

- 福祉に関する情報
 - 住民票所在地
 - 障害基礎年金の有無
 - 療育手帳等(身体・精神)の有無
 - 障害程度区分
 - 病名・障害部位等
 - その他福祉サービス(受給中、申請中含む)
 - 福祉施設への入所歴
 - 特記事項
- 入所前の就労状態
 - 就労先(職種)
 - 就労期間
 - 年金、社会保険等の加入状況
 - 免許・資格
- 施設内の生活状態
 - 知能指数
 - 衣類着脱
 - 食事
 - 入浴
 - 洗面
 - 排泄
 - 移動
 - 作業能力
 - 集団生活
 - 対人関係
 - その他問題行動
 - 特記事項
- 家庭状況、教育歴
 - 家族構成(ジェノグラム)
 - 出身地
 - 小中学校(所在地)
 - 特別支援学級の在籍の有無(時期)
 - 親族の経済状態
 - 生活保護実施
- その他
 - 医療上の特記事項(既往歴、現在症、現在の服薬状況等)
 - その他特記事項

仮出所・満期出所の支援体制の違い

社会内処遇の一貫としての仮出所と、刑が終了した満期出所では支援体制に違いが出てきます。



仮出所 (社会内処遇) について

仮出所 (仮退院) 期間は、まだ刑期の一部です。

そのため、仮出所者を受け入れた場合は、「一般遵守事項」や「特別遵守事項」による自分勝手な行動への抑制、定期的な保護司との面会による意識づけ、問題があった際の保護観察所への相談等、司法サイドのサポートが受けられます。

仮に、仮出所中に違反があった場合には、仮出所が取り消され、再度矯正施設で過ごすことになります。

そのため一定の抑制力が働く仮出所では、福祉サイドが孤立せずに支援を行うことが可能になります。

緊急性が高くなる満期出所

満期出所の大多数は帰住地や身元引受人がいません。帰住先の調整や、出所後の補導援護も義務づけられていません。帰住先もなく所持金の少ない者は、近隣の交通機関への交通費を渡されて出所するケースもあります。

特に罪を犯した障がい者・高齢者は仮出所20%、43.5%が前刑時の帰住先がなく、再犯を繰り返す「累犯障害者」につながっていきます。(厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究(田島班)」)

そのため、満期出所者の場合は受け入れの緊急性が高くなります。

事例 1 Aさん

住宅街のケアホームで直接受け入れ。



本人のニーズ

- ・他人に迷惑をかける生活が出来ない生活になりたい。
- ・自立して一人で生活したい。
- ・グループホームで生活したい。
- ・仕事がしたい。

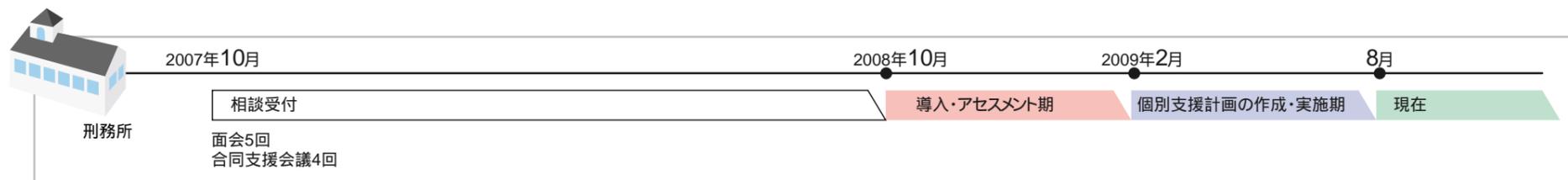
受け入れ

仮出所による受け入れ
窃盗を繰り返しているが、周囲の環境に影響されるものが大きいと判断し、住宅街のケアホームで受け入れる。

- 年齢(受け入れ時) 50代
- CAPASIQ相当値 40
- 療育手帳 なし
- 罪名 常習累犯窃盗
- 刑期 懲役2年
- 入所度数 3入
- 出所形態 常務理事を身元引受人としての仮出所による受け入れ

生活環境づくり

貴重品の管理の徹底。
日中活動の職員と連携を図るため、職員間で本人の毎日の申し送りファイルを作成。



導入・アセスメント期	個別支援計画の作成・実施期	現在
<p>仮出所期間中は、外出を制限。 本人が希望する就労に向けて、生活介護にて体力の維持・増進を図る。 日中活動、生活の場共に、職員に対して緊張が見られたが、徐々に緊張もほぐれ笑顔が見られるようになる。</p>	<p>体力がついてきたことから、就労継続支援B型へ移行。 ホームでは他の利用者との交流の中から、「母親的存在」に。「同年代がいるグループホームに住みたい」という希望が出てきたため、休日の体験利用を開始する。 外出も移動支援を使い多く取り入れる。</p>	<p>グループホーム、就労移行支援への移行を目指す。が、体調不良になり、現在入院中。</p>
<p>生活介護 (長崎県諫早市) 定員10名 職員6名</p>	<p>就労継続支援B型 (諫早市) 定員10名 職員4名</p>	
<p>職員配置 Aさん : 担当職員 (女性、勤続5年)</p>	<p>通常の職員体制</p>	<p>病院に入院 グループホーム・ケアホーム群の世話人、医務課が交代で毎日様子を見に行く。</p>
<p>活動内容 小動物の給餌等の管理作業 一般事業所(養鶏場)での集卵、洗卵作業</p>	<p>一般事業所(養鶏場)での集卵、洗卵作業</p>	
<p>生活の場 住宅街 定員6名(男女混合・重度) 職員1名(ケア職員付き)</p> <p>ケアホーム (長崎県諫早市)</p>	<p>体験実習先 定員3~4名 他グループホーム 2軒 (職員通い型)</p>	
<p>職員配置 Aさん : 担当職員 (女性、勤続2年)</p>	<p>Aさん : 年齢性別共に様々な職員が加わる</p>	
<p>休日・外出 日用品の買い出し等、担当職員で行い、本人が行かなければならない外出は、職員がマンツーマンで付き添う。</p>	<p>4月中旬にはヘルパーの移動支援を取得。ケースを理解していただいているヘルパーと買い物や温泉へ外出。 7月頃から、休日前日は他グループホームへ体験実習。食事と入浴を共にすることで、同年代の女性同士で楽しくすごされている。行き帰りは送迎。</p>	



キーパーソン = 特に設定せず

支援の流れ

導入・アセスメント期

期間: 2008年10月 ~ 2009年 1月

個別支援計画の作成・実施期

現在

本人を支える人的環境を整えて受け入れる。日中活動・生活共に状況把握と、安定した活動をめざす。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 生活介護 (長崎県諫早市) 定員10名 職員6名	 Aさん 担当職員 (女性、勤続5年)	小動物の給餌等の管理作業 一般事業所(養鶏場)での集卵、洗卵作業
 生活の場	 ケアホーム (長崎県諫早市) 定員6名(男女混合・重度) 職員1名(ケア職員付き) 住宅街の中	 Aさん 担当職員 (女性、勤続2年)	日用品の買い出し等、担当職員で行い、本人が行かなければならない外出は、職員がマンツーマンで付き添う。

就労を目指し体力の維持・増進を図る

ねらい 留意点

就労を目指して休まず出勤することを目標に、固定した日課を組み生活介護の活動に慣れていただくことに重点をおいた。職員と数人のグループでの活動で取り組むが、特別な体制は置かなかった。当初は休憩中も職員が通ると姿勢を正すところが見られ緊張を感じた。また施設が山間にある為に、徒歩での移動にも疲れが見られたが、作業を続ける中で徐々に体力もついてくる。

作業はガチョウ、アヒル、ウサギ等の小動物の管理作業と、花と植物等のお世話を担当。作業態度は良好で2~3回の説明で理解された。2か月ほどして休憩中の緊張も薄れ表情よく取り組まれていた。

役割の設定

ホームが自分の居場所であると感じていただけるよう、役割設定(日々の夕食作りの手伝い、食器洗い、トイレ掃除)を行う。毎日の繰り返しの中で本人の苦手な所、不十分な所についてアドバイス・助言を行い、本人がやりがいや責任感を持てるようにする。また、常に感謝を伝え、本人がホームの仲間であるという意識をもてるように支援を行った。

信頼関係の構築

生活担当、日中担当とは別に、全体の支援者としてサービス管理責任者、身元引受人、保護司と本人にわかりやすく濃淡をつけて関わりを持つ。それぞれの関わりの中で、本人が話しやすい環境をつくれるよう支援を行う。家族の存在がないため、本人の思いや願い等を話せる相手が作れるようにする。

ねらい 留意点

本人の特性がどのように出るのかを把握し、地域で生活を送るために、罪を繰り返さないための生活環境づくりを行った。

職員の思い

ホームでの受け入れ初日、とても緊張した。どんな性格なのか、どんな特徴があるのか等、想像を膨らませることばかりであった。本人が今まで生きてきた背景を知るとはとても大切なことだが、事前に頂いた書類には、専門的な用語や罪名等が多く、実際の支援に生かせる情報は少なかった。そのため、不安も大きい。

しかし、実際に本人と対面すると、普通に世間話ができて、周りに気遣いの出来る人だった。担当職員として紹介されると「自分の娘ぐらいの年齢だ」と驚くと同時に「お母さんだと思ってください」と受け入れてくださった。私は、本人との年齢の差にも大きな不安を抱いていたが、この言葉をきっかけにして親子のような関係性作りを行えるよう支援した。

導入・アセスメント期

個別支援計画の作成・実施期

現在

期間:2009年2月～2009年8月

信頼関係が築かれる。日中活動は就労継続支援B型へ移行。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 就労継続支援B型 (諫早市) 定員10名 職員6名	 通常の職員配置	一般事業所(養鶏場)での集卵、洗卵作業
 生活の場	 ケアホーム (諫早市) 定員6名(男女混合・重度) 職員1名(ケア職員付き) 住宅街の中 他グループホーム2軒 定員3～4名(職員通い型)	 Aさん 年齢性別共に 様々な職員が加わる	4月中旬にはヘルパーの移動支援を取得。ケースを理解していただいているヘルパーと買い物や温泉へ外出。 7月頃から、休日前日は他グループホームへ体験実習。食事と入浴を共にすることで、同年代の女性同士で楽しくすごされている。行き帰りは送迎。

個別支援計画

支援の全体目標	本人の成育歴や特性を知り、信頼関係の構築を図る。			
ニーズ (解決すべき課題)	支援目標	サービス内容	頻度・時間	目標達成時期
生活環境の確立	ホーム内での役割設定を行い、本人がやりがいや責任感を持てるようにする。	ホームが自分の居場所であると感じていただけるよう、役割設定を行い、アドバイス、助言、感謝を伝える。 本人がホームの仲間であるという意識をもてるようにする。	毎日	2009年4月
信頼関係の構築	家族の存在がないため、本人の思いや願い等を話せる相手が作れるようにする。	生活担当、日中担当とは別に、全体の支援者としてグループ長、身元引受人として常務理事、保護司として理事長というように、本人にわかりやすく濃淡をつけて関わりを持つ。それぞれの関わりの中かで、本人が話しやすい環境をつくる。	随時	2009年4月
就業面	健康で仕事ができるよう、体調管理等行なう。	本人から仕事の話も聞き、健康面や体力面の把握を行う。日中の職員、医務担当の職員と連携し、無理なく仕事ができるよう支援を行う。	随時	2009年4月
社会性	基本的な社会性を身につける。	本人の特性がどのように出るのか把握し、罪を繰り返さずに社会生活を営めるような環境設定を行う。	随時	2009年4月

(2008年10月1日作成)

一般事業所での実習に移行

2月より養鶏農家にて職員と数人のグループで集卵・洗卵作業の実習に取り組む。体力的な不安や施設外での取り組みの中で心の変化等ないのか懸念されたが、3月末まで継続して取り組むこととなる。4月から正式に就労継続支援B型へ移行し、月15,000～18,000円の工賃を支給される。就労状態は安定して取り組まれている。



ホームでの母親的存在へ

初めは発語のないYさん（障害程度区分5）との関わりを増やし、ピアカウンセリングの役割設定も考えていた。しかし、発語のない方との関わりをどうしたらいいのか分からず、戸惑っている様子もあり、職員を介して少しずつ関わりを持ち、今では自分から積極的に話しかけたり、誘導して下さることが増えた。

他には他メンバーの方の食事の片付け、身の周りの世話、話し相手となって下さり、本人もそれを楽しんでいる様子がうかがえた。本人以外は全員男性利用者のため、家事や料理など、職員と一緒にいき、本人の中でも「みんなのお母さん！」という意識が出てきたように感じる。他利用者の中で「さんが作った」「さんがしてくれた」と伝えることで、他利用者から感謝の言葉もあり、本人のやりがいへとつなげていった。

信頼関係の構築

ホームへ来た当初は、慣れないこと、刑務所を出たばかりということもあり、職員に対しびくびくしている様子があった。職員が近くを通ると背筋が伸びたり、居室でゆっくりしている時も、ノックをしてのぞくと急いで正座をしたりと、心が休まる場所ではなかった様子。しかし、徐々に本人の緊張もとけ、お互いが肩の力を抜いて接することが出来るようになった。

本人との関係性を深めるため、ノートを交換していた。何か困ったことや分からないこと、口では言いにくいことがあれば、何でも書いて持ってきてもらうように約束をした。初めの頃は、「反省している」「もう戻りたくない」等の反省の言葉が多かった。しかし、ホームでの生活を繰り返し、多くの職員や利用者に関わっていく中で、職員の話や自分の希望等を書いてくるが多くなった。生活における希望や今後の不安、仕事の希望や不満等を話すことが出来るようになっていく。

余暇活動の充実についても、やりたいことがある時は、自分から主張出来ており、職員との信頼関係が構築されていった。

一緒に入浴を行う

週に1度は一緒に入浴をした。「娘と入っているみたい」と照れくさそうにされていたが、親子として、女同士として色々な話をする事ができた。入浴中の関わりは、本人の本音や過去、気持ちをゆっくり聞くことのできる貴重な時間であった。

マンツーマンでの外出支援

買い物や外出は必ずマンツーマンで支援が出来るように配慮した。ホームでの外出も担当者とは別に、必ず1人フォローに来てもらい目の行き届く範囲での支援を行った。徐々に本人の金銭管理能力や特性が分かってきた。全体で動くよりも自分のペースで行動したいという本人の希望もあり、ヘルパーの移動支援を取得。本人のケースを十分に把握して頂き、ヘルパーと2人での外出も可能になった。

導入・アセスメント期

個別支援計画の作成・実施期

現在

期間:2009年8月～

9月～10月頃には、就労移行支援へ籍を移し、一般就労を目指すように計画していた。

生活の場でも同年代の方や、異性との関わりが増えていくにつれて、本人の中で「グループホームに住みたい」「お茶飲み友達が欲しい」という希望が出てきた。6月からは同年代の方がいるグループホームで、夕食や入浴をしてお喋りをして帰ってくるという時間を設定した。

しかし、7月より体調不良があり、病院通いが多くなり、医療的な支援が必要になる。8月より入院をしているため、現在は体調を治し、1日も早くホームに戻りたいという本人の目標がある。家族との関わりがないため、家族の代わりとなれるような支援が求められている。職員が毎日交代で様子を見に行き、本人の医療的状態や精神的状態を共通理解し、安心して治療に専念できる環境作りを行っている。

支援のまとめ

1

直接、地域のケアホームで受け入れた。周囲にスーパーや本人を刺激しかねない因子はあるものの、バックアップ施設が近くにあり、近隣にベテランの世話人さんも多く住んでいるという「本人を支える人的環境」を手厚く整えることで、矯正施設から直接、地域のケアホームでの受け入れが可能になった。

事例 2 Bさん

はじめての矯正施設からの受け入れ。



本人のニーズ
静かな場所で
落ち着いて
暮らしたい

年齢(受け入れ時) 50代

CAPAS(IQ相当値) 41

療育手帳 なし

罪名 器物破損(放火による)

刑期 懲役1年6か月

入所度数 4入

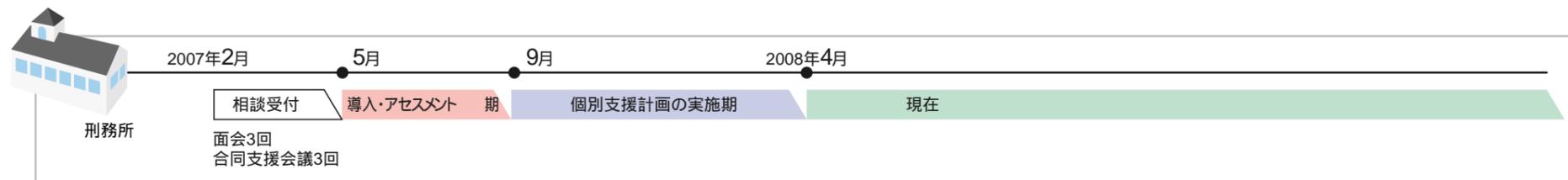
出所形態 身元引受人がいなかったため満期出所

生活環境づくり

火気類の撤去。
アルコールによる放火のためアルコール類は原則禁止とし、料理酒も撤去した。
貴重品の管理の徹底。
日中活動への移動時は職員付添い。

受け入れ

出身地の市町村への橋渡しを予定していたが、福祉的手続きが間に合わず、当法人で受け入れることに。



導入・アセスメント期	個別支援計画の実施期	現在
<p>刺激を避ける意味で、日中活動は施設の周辺に限定。休日の外出も制限した。 当初の近辺の人家を物色するような目つきが、次第におさまり、安定した生活・活動ぶりであった。 サービス調整会議から満期出所までの期間が短く、必要な福祉サービスを整えるのに時間を割いた。</p>	<p>生活の場を障がい重い方のケアホームへ移す。重度の方のお世話が大好きという長所を見出し、ピアカウンセリングを中心としたケアプランを立てる。 休日も職員が同伴し、5～6人のグループでの買い物や外食への外出が可能になった。</p>	<p>まち郊外からまち中へ生活圏域をひろげていくプランに沿って、まち中のケアホームで実習を行う。 日中活動では施設周辺での活動にも参加できるようになる。</p>
<p>生活介護 (長崎県雲仙市) 定員20名 職員6名</p>	<p>生活介護 (長崎県雲仙市) 定員20名 職員6名</p>	
<p>職員配置</p> <p>Bさん : 担当職員 (男性、勤続6年)</p>	<p>通常の職員配置</p>	
<p>活動内容</p> <p>リサイクル活動 和太鼓活動</p>	<p>しいたけの栽培 乗馬、和太鼓活動</p>	<p>弁当配達 パン販売 地域サークル活動への参加</p>
<p>生活の場</p> <p>まち郊外の丘陵 定員5名(女性のみ) 職員1名(ケア職員付き)</p> <p>ケアホーム (長崎県雲仙市)</p>	<p>定員7名(男女混合・重度) 職員2名(ケア職員付き)</p> <p>ケアホーム (雲仙市)</p>	<p>定員5名(男女混合) 職員1名(ケア職員付き)</p> <p>ケアホーム (雲仙市)</p>
<p>職員配置</p> <p>Bさん : 担当職員 (女性、勤続7年)</p>	<p>Bさん : 年齢性別共に様々な職員が加わる</p>	<p>通常の職員配置</p>
<p>休日・外出</p> <p>外出を制限。日課を守れるようになったら外出をすることを約束をする。</p>	<p>平日にマンツーマンで外出支援。地域行事へも参加。</p>	

本人の夢



「楽しく暮らす」を目標に挙げ、多くの楽しみの取り入れを行っている。
趣味を広げてエアロビクススタジオで毎週レッスン。その他、外出、コンサート鑑賞等。



本人と将来について話をすることで、「同じ日中活動先の仲間好きな人ができた。その人と話をするのが楽しい。将来一緒に暮らすことができたと思う」という話が聞かれた。現在のまち郊外の丘陵のケアホームでの生活を希望される。

出所までに療育手帳を申請できない。保護観察所の協力のもと、18歳までに本人の障がいがあったことを推認することが出来る情報を収集した。現地調査で会った本人の幼少期を知る親族の証言で、療育手帳の取得に至る。その間3か月の費用は法人負担。

7/9 更生相談所にて療育手帳判定、市役所にて障害程度区分の聞き取り調査実施
7/26 生活保護支給決定
8/9付け 療育手帳 判定B1
8/9 支給決定 区分3

長所の発見
障がい重い方のお世話が大好きという長所を見出し、ピアカウンセリングを中心としたケアプランにつながる。

キーパーソン
日中活動・生活のサービス管理責任者

日中活動先のサービス管理責任者(男性、勤続6年)、生活の場のサービス管理責任者(女性、勤続7年)を担当職員とし、関係づくりや再出発への動機付けを兼ねて面会を行った。日中担当者の名前はすぐに覚え、キーパーソンとして設定。キーパーソンを早期に明確化したことにより支援がスムーズに行えた。出身地への調査も一緒に出向き、手続きも一緒に行った。

アセスメント表

氏名	Bさん				男・女	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	障害基礎年金	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	1級・2級・申請中
療育手帳	有・無	<input checked="" type="radio"/> 有	等級	番号	精神手帳	有・無	<input checked="" type="radio"/> 有	等級	番号	
身体手帳	有・無	<input checked="" type="radio"/> 有	等級	番号	IQ相当値	41	障害程度区分	無		
家系図	<p>死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>兄 兄 姉 姉 姉 妹</p> <p>本人 夫</p>				住宅	なし。公園でホームレス生活。				
	10年以上前から家族との交流なし。居場所も分ならず。				経済状況					
家庭状況	<p>実父は本人が17歳時、実母は49歳時に死亡。22歳時に結婚するが、35歳の頃、本人の飲酒が原因で離婚。長女は離婚時に夫が引き取り、以後交流なし。兄2人、姉3人、妹1人いるが、10年前に会ったきりであり、以後交流なし。40代になり、故郷にもどるが、兄との関係悪く、自宅を飛び出し、知人宅、公園での寝泊りなどの生活を送る。家族一同、本人が今まで行ってきた犯罪等で、迷惑を受けており、拒否的。もう故郷には帰ってきてほしくないとおもわれている。療育手帳申請時の書類提出でさえ、やっと協力をしていただけた状況であった。</p>									
犯罪面										
罪名	器物破損	刑名刑期	懲役1年6か月	刑期	年×月～年×月					
受け入れ日	2007年5月	入所度数	4人	再犯期間	1か月28日					
犯罪の概要及び動機・原因	<p>暖を取るためにゴミに放火。飲酒時にいらいらして車庫に放火。</p> <p style="text-align: center;">point 1</p>									
犯罪性の特徴	<p>楽天的で、その時々々の刺激によって場当たりの行動する。被害感を抱きやすく、困難にぶつかると、すぐにやけになって短絡的な行動に及ぶ。</p>									
非行・犯行歴	<p>20代～飲酒して放置バイクを無免許で乗り回し、罰金刑。47歳～拾った他人の通帳からお金を引き出そうとして執行猶予、公園で拾った通帳で同様の行為をして受刑。50歳～酒代欲しさに他人の財布を盗む。</p>									
中毒	<p>中毒の有無 <input checked="" type="radio"/>有【種類：アルコール依存】・無</p> <p>特記</p>									
反社会的集団との関係	<p>反社会的集団との関係 <input checked="" type="radio"/>有・無</p> <p>特記</p>									

支援の流れ

導入・アセスメント期

期間:2007年5月～8月

個別支援計画の作成・実施期

現在

まち郊外の刺激の少ない環境で、状態の把握と、基礎的な生活習慣の確立を行う。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 生活介護 (長崎県雲仙市) 定員20名 職員6名	 Bさん 担当職員 (男性、勤続6年)	リサイクル活動 和太鼓活動
 生活の場	 ケアホーム (長崎県雲仙市) 定員5名(女性のみ) 職員1名(ケア職員付き) まち郊外の丘陵	 Bさん 担当職員 (女性、勤続7年)	外出を制限。日課を守れるようになったら 外出をすると約束をする。

マンツーマンによる支援

就労を希望されていたため、職業能力、他の利用者との人間関係等の把握を目的に、人員が手厚く、メニューの幅がある生活介護を日中活動に決定した。マンツーマンでの支援を実施。事業所を出た地域での活動には参加せず、事業所周辺での活動に限定した。

ねらい 留意点

・行動特性、基本能力、人間関係の把握。

- 日中** リサイクル活動 = 自分の仕事を持つことで自覚を促す。
- 生活** 同性の仲間4名との生活の中で生活習慣の確立を目指す。

静かな環境での受け入れ

有期限で生活訓練を行う「訓練」に特化したケアホームで受け入れた。同事業所はまち郊外の丘陵に位置し周囲に人家も少ない静かな環境である。罪種も踏まえ、一旦同事業所で受け入れ、状態把握と基礎的な生活訓練を行った後、段階を踏んで生活の場を移動していくこととした。

この間の支援は、キーパーソンとなるサービス管理責任者を中心とし、本人との信頼関係の構築を目指した。

休日は刺激を避けるため、外出を制限しホームやその周辺で過ごすこととした。再犯防止のために、週に1回の持ち物チェックや日中活動先への付き添い送迎を行った。

本人の様子

当初は近辺の人家を何うような目つきがあったが、次第にそのような様子は見られなくなった。ホームの食品を自室へ持ち込むことはあったが、素直に注意を聞き入れることもできていた。

もともと人懐っこい性格であり、それまで親身になって話を聞く相手もいなかったという点もあり、職員に対しての抵抗感はなく、キーパーソンだけでなく様々な職員との良好な関係も出来やすかった。

職員の思い

出所されて初めて、ケアホームの自分の部屋に入った時の本人の笑顔がとても印象的であった。「住むところや食事の心配をしないでいい」という言葉もあり、今まで福祉の手立てを受けることができなかったことを残念に感じた。当初は罪を犯した障がい者を受け入れるということで、今まで行ってきた他の障がい者と違った支援が必要ではないかと不安だったが、本人との関係性がとれてくる中でそのような不安は消えていった。他の利用者と同様、少しずつ信頼関係を築き、本人の思いや望みを受け止め、本人の願いを叶えていく支援が必要であると感じた。

導入・アセスメント期

個別支援計画の作成・実施期

現在

期間：2007年9月～2008年3月

生活の場を障がい重い方が生活されているケアホームに移動。ピアカウンセリングを軸とした支援を行う。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 生活介護 (雲仙市) 定員20名 職員6名	 Bさん 担当職員 (男性、勤続6年)	しいたけの栽培、摘み取り 乗馬、和太鼓活動 仲間と共同で行う作業を組み入れることで、他の利用者との協調性を養う。
 生活の場	 ケアホーム (雲仙市) 定員7名(男女混合・重度) 職員2名(ケア職員付き) まち郊外の丘陵	 Bさん 年齢性別共に 様々な職員が加わる	平日にマンツーマンで外出支援。地域行事への参加も行う。

個別支援計画

支援の全体目標	①健康で、安定した生活をおくる ②犯罪を繰り返さない環境作り			
ニーズ (解決すべき課題)	支援目標	サービス内容	頻度・時間	目標達成時期
糖尿病 右耳が聞こえづらい 眠りが浅い 高血圧など	健康状態の把握 精神面の把握 適度な活動量の確保	定期的な病院受診 日頃の健康状態の把握・観察 日中活動との密な連携 医務の指導のもと、ビデオなどを見て、病気の怖さを知る機会を作る	随時	2008年10月 病気については、長期的な支援が必要と思われる
円滑な人間関係の構築	ピアカウンセリング 本人の不満、不安を聞きだせる環境づくり・人間関係づくり	言葉使いへのアドバイス キーパーソンの設定 (本人が悩みや思いを伝えやすい職員) 障がい重い方との関わりを通して、豊かな人間関係の構築を図る (過去の経験を生かした、お母さんの役割)	毎日	2010年4月
情緒の安定	落ち着いた生活を送るための、環境整備	レターカウンセリングの実施 生活状況の把握 過ごしやすい生活環境の設定 気分転換を図るために定期的に外出を計画する	毎日	2009年4月
罪の意識を感じていない	自分の問題性の把握	カウンセリング 放火、窃盗など犯してきた罪の重大さを学習する機会を作る 定期的に意識づけをする機会を設ける	随時	2009年4月
行動特性・問題行動の把握	環境が変わったことで、新たな行動特性などがでていないかの把握	日頃の生活状況の把握 日中・生活とのケース会議の実施	毎日 月1回	2008年10月

(2008年4月1日作成)

職員の思い

日中の活動場所やホームでの生活にも慣れてきたこともあり、とても穏やかな表情をするようになってきた。悩みごとや日々の何気ない話をする事ができる仲間や職員がいることによって、人はこうも変わるものなのかと実感させられた。改めて他の障がい者と変わらない支援の対象者と感じさせられた。

日中・生活共に、まち郊外からまち中へ活動範囲を広げていく。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 生活介護 (雲仙市) 定員20名 職員6名	 通常の職員配置	弁当配達 パン販売 地域サークル活動への参加
 生活の場	 ケアホーム (雲仙市) 定員5名(男女混合) 職員1名(ケア職員付き) まち郊外の丘陵	 通常の職員配置	

事業所外への弁当配達により自信をつける

事業所外での弁当配達を開始した。

配達先としては、一般の会社、高齢者グループホーム、独居老人宅、高校であった。当初は配達先の人に対しても挨拶や、お辞儀等のマナーがまったくできていなかったが、練習しながら日々の配達業務にあたり、次第に明るく挨拶もできるようになっていった。独居老人宅では安否の確認も行うようになり、次第に配達先の人からも、「ありがとう」と声掛けされるようになり、本人にとって、誰かのお役にたっていることを実感できるようになってきたと思われる。

配達業務を行うようになり、事業所からの工賃も増額してきた。自身の活動が評価され、頂く工賃も増額してきたことを実感することによって自分に自信がもてるようになり、今までにはなかった自分の居場所を見つけることができたように思われる。

生活の場の移行を目指す

まち郊外からまち中へ生活圏を広げていくプランに沿って、まち中のケアホームでの実習を計画した。心的動揺からか、日頃見られない行動がでてきた。聞き取りを行うと、ケアホームの近くに飲み屋さんもあり、抑えていた悪い癖が出そうになり気持ちが揺れたとの弁。まだ刺激の少ない所での生活を希望される。

本人の夢

本人と将来について話をする中で、「同じ日中活動先の仲間に好きな人ができた。その人と話をするのが楽しい。将来一緒に暮らすことができたらと思う」という話が聞かれた。現在のまち郊外の丘陵のケアホームでの生活を希望される。

職員の思い

誰かに感謝されたり、お役に立つことを実感することが、こうも人を成長させるものかと驚かされた。本人の心が成長し、社会で適応していく為の力を養われていくところを実感した。今までの生活の中で、結婚し、子供にも恵まれて幸せな時期もあったと思われるが、幸せな時期のことを忘れ、長いホームレスでの生活は大変だったことと思われる。ここにきて、本人が心を許せる仲間や職員が増えていったことが、生活の安定に繋がっていったと思われる。

支援のまとめ

- 1 再犯につながるアルコール禁止・火気管理という生活環境づくりを配慮したことが大きかった。
- 2 母親の経験をいかした、重度の障がい者とのピアカウンセリングが精神面での安定につながった。
- 3 お弁当配達で地域の人に言われた「ありがとう」という言葉が本人の自信になっていった。

事例 3 Cさん

仮出所による初の受け入れ。
薬物中毒の対応のため、
施設外の社会資源(精神病院)と連携する。



本人のニーズ
長崎県で働いて、
お金をためて
アパート暮らしを
したい。いつかは
お母さんと呼んで
一緒に暮らしたい

年齢(受け入れ時) 20代

療育手帳 あり(B1)

罪名 覚せい剤取締法違反

刑期 懲役1年8か月

入所回数 初入

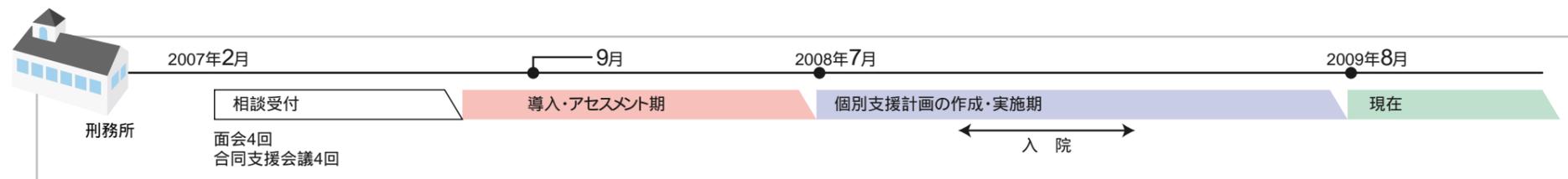
出所形態 常務理事を身元引受人としての仮出所。

生活環境づくり

暴力団関係者による覚せい剤売買に関連して、消費者金融からの返済請求等が予測されるため取立ての連絡等には応じないよう職員間での対応を統一した。
電話連絡、手紙なども本人の所在・住居が分からないように法人全部署へ意思統一をお願いした。窓口を身元引受人に絞り、情報が流出しないように心掛けた。
本人へもホームの住所や連絡先が分からない様、住所・電話番号一覧表は撤去した。
病気誘因となる有機溶剤(油性マジック、除光液、接着剤等)の撤去
精神科医による薬物についての職員研修

受け入れ

仮出所による初めての受け入れ。



導入・アセスメント期	個別支援計画の作成・実施期	現在
<p>仮出所期間であるため、保護司との面談等を通し、自分を見つめる機会、罪を見直すことに重きを置く。安定の動機づけとして、日中活動ではヘルパー2級の取得。長崎県が楽しい場所と印象づけるよう、休日には積極的に外出した。 生活面では暴力団関係者からの隔離と、生活リズムをつけるため、生活訓練に特化した女性のためのケアホームで受け入れ。</p>	<p>ヘルパー2級は取得できたが、将来展望が定まらず。 ピアカウンセリングを目的に、障がいが多いホームに生活の場を移す。 仮出所期間終了後、日中活動・生活面共に不安定な状態が続き、女性職員への暴力もあり精神病院へ一時入院。</p>	<p>入院中に心の整理を行う中で、自らのニーズを再確認する。 日中活動は就労移行支援を目指し事業所外での実習を開始。生活の場も住宅地内のケアホームに移動し、少しずつ目標に向けた取り組みが始まっている。</p>
<p>日中活動 自立訓練(生活訓練) (長崎県雲仙市) 定員10名 職員4名</p>	<p>→</p>	
<p>職員配置 Cさん : 担当職員(男性、勤続19年) 問題発生時には個別対応</p>	<p>外部実習は Cさん : 職員 事業所内は通常の職員配置</p>	
<p>活動内容 牛の管理作業 ヘルパー取得・生活介護事業所での実習</p>	<p>牛の管理作業(給餌)</p>	<p>一般事業所、 就労継続支援B型での実習</p>
<p>生活の場 まち郊外の丘陵 定員5名(女性) 職員1名(宿直型) ケアホーム (長崎県雲仙市)</p>	<p>定員5名(男女混合・重度) 職員2名(ケア職員付き) ケアホーム (雲仙市)</p>	<p>住宅街 定員4名(男女混合・重度) 職員1名(ケア職員付き) ケアホーム (雲仙市)</p>
<p>職員配置 Cさん : 担当職員 (女性、勤続7年)</p>	<p>通常の職員配置 問題発生時には個別対応</p>	<p>通常の職員配置</p>
<p>休日・外出 職員がマンツーマンで外出支援</p>	<p>平日にマンツーマンで外出支援</p>	

保護観察所との連携

出頭する決まりはなかったが、毎月保護観察所へ職員と一緒に出頭し、現状報告と尿検査を行った。再犯防止の意識付けで保護観察官からも本人へ、厳しくそしてあたたかい話をしていた。保護司との連携
月一回の面談日を設定し、現状報告または支援に当たっているスタッフには話せない悩みなど打ち明けることができ、保護司からスタッフへ支援のヒントをいただいた。

精神科医との連携

覚せい剤の使用の前歴があったため受け入れ時から精神科医の協力をいただく。
職員への薬物に関する講習の開催。本人への2週間に1回程度の受診とカウンセリング、不安定さが顕著になった際の精神科への入院による医療的支援の切り替え等、協力をいただく。



キーパーソン = 定まらず

障がいの特性上、他人の感情を理解することが難しく、生育歴や罪につながった恋人との関係から、依存はしやすいが他人との間になかなか信頼関係を構築できない。そのため、キーパーソンが定まらず、支援を行う上で、最大の課題点となった。

本人の夢



就労移行支援を経て、一般就労で長く働きたい。職業・職種の希望はない。



お母さんと一緒に暮らすこと。

アセスメント表

氏名	Cさん		男・女	障害 基礎年金	有・無	1級・2級・申請中
療育手帳	有・無	等級 B 2 B 1(受刑中に再判定)	精神手帳	有・無	等級	
身体手帳	有・無	等級	IQ相当値		障害程度区分	区分 3
家系図				住宅		
				経済状況		
家庭状況	両親は、本人の生後すぐ離婚するが本人は小4まで父親と同居。父親の母親に対するDVを見て育つ。現在の家族は母と3人の兄。本人は次兄に怒られるのが怖く家出を繰り返していた。母親は知的障がいの疑い。					
犯罪面						
罪名	覚せい剤取締法違反	刑名 刑期	懲役 1年 8 か月 懲役 1年 4 か月	刑期	年×月～ 年×月	
受け入れ日	2007年 9月	入所度数	初入	再犯期間		
犯罪の概要及び動機・原因	交際相手や知人より覚せい剤を強要される。気分が良くなることから使用を反復。23歳時執行猶予付くものの26歳時再度交際相手より覚せい剤を強要され、乱用、警察に駆け込み逮捕される。					
犯罪性の特徴	幼稚で理解力や判断力が乏しい。自信がなく、気弱で人から受け入れられようとして同調しやすい。他の人への依存心が強く、反社会的集団に巻き込まれやすい。					
非行・犯行歴	15～18歳 家出・シンナー乱用。 23歳～ 覚せい剤乱用。 point 1					
中毒	特記	中毒の有無 (有)【種類：有機溶剤】・無) 有機溶剤慢性中毒。覚せい剤依存の状態ではないかと精神科医より診断される。 point 2				
反社会的集団との関係	特記	反社会的集団との関係 (有)・無) 交際相手、働いていた職場などやくざがらみであった。				

point 1

2008年11月に入院時にMRI検査を行った結果、シンナー、覚せい剤のため脳の萎縮がかなり進んでいる(80才値)ことが判明する。

point 2

家庭訪問を行った結果、母親にも家族性障がい疑われ、保護能力が低く、出身地に戻った場合、これまでの人間関係に巻き込まれ再犯に至る可能性が高い。反社会的集団との隔離が急務に。

支援の流れ

導入・アセスメント期

期間：2007年9月～2008年7月

個別支援計画の作成・実施期

現在

保護観察期間中の意識づけと反社会的集団からの隔離を支援の中心とする。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 自立訓練(生活訓練) (長崎県雲仙市) 定員10名 職員4名	 Cさん 担当職員(男性、19年) 問題発生時には個別対応	牛の管理作業 ヘルパー取得・生活介護事業所での実習
 生活の場	 ケアホーム (長崎県雲仙市) 定員5名(女性) 職員1名(ケア職員付き) まち郊外の丘陵	 Cさん 担当職員 (女性、勤続7年)	職員がマンツーマンで外出支援

ヘルパー取得で仮出所期間中の動機づけを行う

就労を希望していたため、受け入れ時には職業訓練法人 長崎能力開発センターでの職業訓練も想定していた。受け入れ後の対応から、同センターでの2年間の集団生活は難しいと判断し、自立訓練(生活訓練)就労移行支援を使用した就労支援に切り替える。

面接の際に牛の絵を喜んで見ていたことから、和牛の飼育を行う自立訓練(生活訓練)で受け入れる。相性の悪い利用者の影響で不安定になり、事業所を飛び出すことが出てくる。本人の長所を活かし、仮出所期間中の動機づけとして、同事業所を利用しながら、ヘルパー2級の取得を目標に設定する。

ねらい 留意点

- ・仮出所期間中であり、再犯をしないように意識継続、忘れないように日中・生活連携して支援を行う。(遵守事項の遵守、保護観察所への出頭、保護司との面談)
- ・本人のニーズ・行動特性の把握を図る
- ・本人を犯罪から守る

規則正しい生活リズムをつける

暴力団関係者との隔離と、保護観察期間であるため規則正しい生活リズムをつけることを優先し、事例②と同じく、生活訓練を行うケアホームで受け入れた。

故郷を離れ、職業トレーニングをし、就職すると希望していたが、母、故郷への思いが強くなり、「故郷へ帰りたい」との言葉が聞かれるようになる。長崎が楽しい場所であるという印象がもてる様、休日にはホームメンバーと積極的に買い物やドライブ、図書館への外出を行った。

本人の様子

当初は、終日作業をすることはできなかったが、徐々に体力がついてくる。

保護司への信頼度はかなり高く、面談のほかレターカウンセリングも行っていった。また保護観察所への出頭も現状の報告、相談等できるためとても楽しみにしていた。

周りのホームに住んでいる障がい重い人へのやさしさがあり、お世話をすることで安定していた。

しかし、対人トラブルが多く、一度関係が悪化してしまうと自己解決できず、暴言、暴力、飛び出しが多々あった。特に刑期終了前後に心の揺れがあった。故郷に戻ったら、また犯罪に巻き込まれることは分かっているながらも、自分の中でうまく処理ができなかった。

職員の思い

刑期終了前後の葛藤を和らげる支えとなりえなかったことが、今思い出しても自分の力の足りなさに悔しさがこみあげてくる。

本人の特性上、わかりやすい具体的な目標設定を行っていたら、もっと安定して過ごすことができたのではないかと、毎日こうしたらいいのかな、どうしたらよかったのかと考える日々だった。導入期ということで観察も必要だったが、どうやったら、本人のモチベーションが上がるのか試行錯誤だった。

導入・アセスメント期

個別支援計画の作成・実施期

現在

期間:2008年7月～2009年8月

適確な個別支援計画の模索。情緒不安定になるも入院を経て安定へ。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 自立訓練 生活訓練 (雲仙市) 定員10名 職員4名	 :  Cさん 担当職員 (男性、勤続19年)	牛の管理作業
 生活の場	 ケアホーム (雲仙市) 定員5名(男女混合・重度) 職員2名(ケア職員付き) まち郊外の丘陵	 :  通常の職員配置 問題発生時には個別対応	平日にマンツーマンで外出支援

自立訓練で就労の基礎を身につける

時間をかけて就労につなげることを個別支援計画の中心に据える。ヘルパー取得後は、自立訓練(生活訓練)に復帰し、引き続き和牛の世話を行った。また、仮出所期間が終了し、司法による束縛がなくなることを踏まえ、情緒安定と長崎に残るモチベーション作りも課題とした。

ねらい 留意点

- ・就労に向けた基礎作りを行っていく。
- ・導入期で多く見られた対人関係のトラブルを防ぐため、周りの人とのコミュニケーション力をつける。
- ・本人に適した活動メニュー(就労の場)の模索を開始する。

ピアカウンセリングから生活の安定を図る

導入期に障がい重い方との触れ合いから、元来のやさしさ、明るさが見られたことをヒントに、障がい重い方の多いホームへ移動する。宿直者も各部署から年齢・性別共に様々な人と関わるようになる。

休日には、当事者団体の行事にも積極的に参加し、障がいを持ちながら地域で働いている人との交流から、将来に向けて具体的な目標、理想をイメージしやすいよう試みた。

ねらい 留意点

- ・障がい重い方との生活を通じて情緒の安定を図る。

本人の 様子

とても、揺れた時期であった。精神科受診を定期的に組み込みながら、情緒の安定を図っていく。ホームでの利用者間のトラブルはなく、優しさもみられたが、若い男性職員に対しての憧れから不安定になり、断続的に飛び出しや暴言等の問題行動が目立つ。そのため当事者団体での交流も行えなくなる。

情緒不安定さが顕著になり、日中活動へも参加出来なくなる。2008年11月に女性職員へ激しい暴言・暴力を行ったことにより、福祉支援から医療支援に切り替え、2009年1月まで精神科へ入院する。環境を一旦変えたことで、福祉サービスの必要性を再認識し心の整理ができた。入院か福祉かの選択で福祉を選ぶ。本人も自らのニーズを再び思い出す事が出来た。ニーズを意識しやすいよう、より具体的な目に見える目標設定を行った。

目標

安定をすれば事業所外での実習を始めることを目標にする。生活と共通の課題を設ける。(生活の場を参照)

目標

①無断で飛び出さない、②悪口を口に出さない。(何かある時はノートに書いて担当へ持っていく) ③毎日出勤をする、④落ち着いて仕事をするの4点を課題に評価をする。

日中活動は事業所外での実習、まちの中での生活を開始し、共に次のステップへ進む。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 自立訓練(生活訓練) (雲仙市) 定員10名 職員4名	外部実習は  :  Cさん 職員 事業所内では通常の職員配置	一般事業所、就労継続支援B型での実習
 生活の場	 ケアホーム (雲仙市) 定員4名(男女混合、重度) 職員1名(ケア職員付き) 住宅街の中	 :  事業所内では通常の職員配置	まちの中のグループホームへ移動 母親と年齢の近い世話人と関係し、状態は安定

個別支援計画

支援の全体目標	長期目標 本人が安定して長く就労できる場での就職(一般就労、就労継続A型・B型)を目指す 短期目標 就労移行支援への移行			
ニーズ (解決すべき課題)	支援目標	サービス内容	頻度・時間	目標達成時期
自己評価と現実と大きなギャップがある	地域の事業所での実習を通して、自分の力を知る	職員が同行し、作業の説明や評価などを行う。 毎日チェック表をつけ、自分の課題点を分かるように説明をする	2009年8月～	2010年3月
対人関係を円滑に築くことができない 思ったことをすぐ口に出してしまう	対人関係を円滑に築くことができるようになる	その場で、即時対応する。 声かけ・意識付け。	年間を通して 毎日適宜	2010年3月
ほかの人に合わせるのが苦手	社会のルールやマナーを身につける	集団生活を通して、実践的にルールやマナーを学べるようにする。 挨拶訓練	年間を通して	2010年3月
情緒不安定さを持っている	情緒の安定を図る	思っていることを話せる時間を作る。 個別対応	年間を通して 適宜	2010年3月

(2009年7月1日作成)

本人の夢

- 日中** 就労移行支援を経て、一般就労で長く働きたい。職業・職種の希望はない。
- 生活** お母さんと一緒に暮らすこと。

支援のまとめ

- 初めての仮出所による受け入れであった。法的拘束期間を福祉的支援への移行期にあてることが出来た反面、刑期終了前後には様々な制約の反動による不安定さが現れた。
- 覚せい剤使用という福祉を超えた支援が必要になったが、保護観察所、保護司との面談による意識付け、精神科と連携した医療的支援等、福祉外の機関を巻き込むことで手厚い支援を行えた。
- 利用者との信頼関係を結べるキーパーソンが定まらなかったことが、安定した支援に至らない一因となった。逆にキーパーソンの重要性を浮かび上がらせることになった。
- 入院をしたことで「福祉」の必要性を再認識。

仲間づくりと居場所づくり

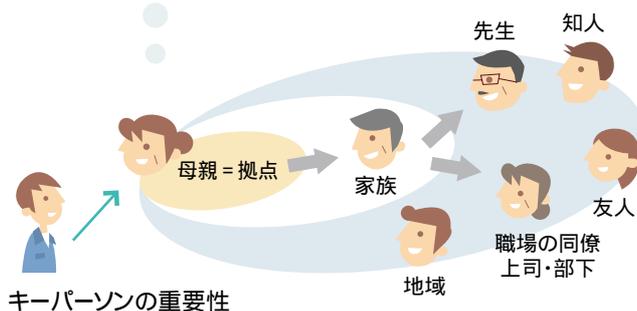
罪を犯した障がい者・高齢者は、「負のスパイラル(連鎖)」と「拠点となる家庭の崩壊」によって、「孤独と人間不信」に陥っている方が大多数です。個別支援計画では、「孤独と人間不信」の壁をときほぐすことが出来るかどうかポイントになります。

「家庭 = 拠点」の崩壊による心の壁

人は関係性の中で生きています。その「拠点」となるのが母親であり家族です。いつでも社会の風から守ってくれて、真っ先に自分の味方となってくれる家庭があるおかげで、私達は社会への第一歩を踏み出せます。罪を犯した障がい者・高齢者の背景を探っていくと、共通して家庭に恵まれていない者が多いことが分かります。両親の離婚、家族の離散、家庭内暴力、また家族性障がいによって「守る力」の欠けている家庭もありました。

帰れる場所、守ってくれる人という「拠点」がない者は、常に孤独感と不安感を抱えています。そして、犯罪(問題行動)によって人から信用されず、排除される中で、まわりから認められたくても認めてもらえない孤独感と不信感でよいように自分自身を固く防御している人も少なくありません。

人は関係性の中で支えられて生きている。
人の関係性の環境作りが安定と自信をもたらす。



「ただいま」と帰ってこられる仲間をつくる

個別支援計画においては、この「心の壁」をいかにしてときほぐしていけるかがポイントとなります。

刑務所を出た当初は、新しい環境への不安に加え、「刑務所を出て来た」という引け目から、余計に「心の壁」が高くなっています。仲間達と一緒に日中・生活を共にすること、24時間職員が付き添うことで「自分は一人ではない。多くの仲間がいる」という、安心感を持ってもらいます。色々な職員が積極的に挨拶や会話をすることで、あなたのことを気にしている人がたくさんいますという、メッセージを送ることも大切です。

「おかえり」というありのままを受け入れる環境をつくるのが、本人が「ただいま」と帰ってこられる第一歩になります。

役割による居場所づくり

次に大切になるのは居場所づくりです。グループホームでは、障がい重い方のお世話、食器洗い、食事作り等の役割を持っていただきました。生活習慣をつけることだけが目的ではありません。その過程では、他の利用者の方へ、「さんのおかげ」「さんがしてくれた」という言葉をかけるように心がけました。

感謝の言葉が返ってくるようになる中で、自分の役割がある、自分が役に立っているという自身の存在価値が芽生えてきます。グループホーム等の小さい関係性の中でも社会的使命(役割)を持つことで生きる喜びと自信の回復がなされ、自分の居場所を日々体感できていくものと思います。

自信をつける「ありがとう」の言葉

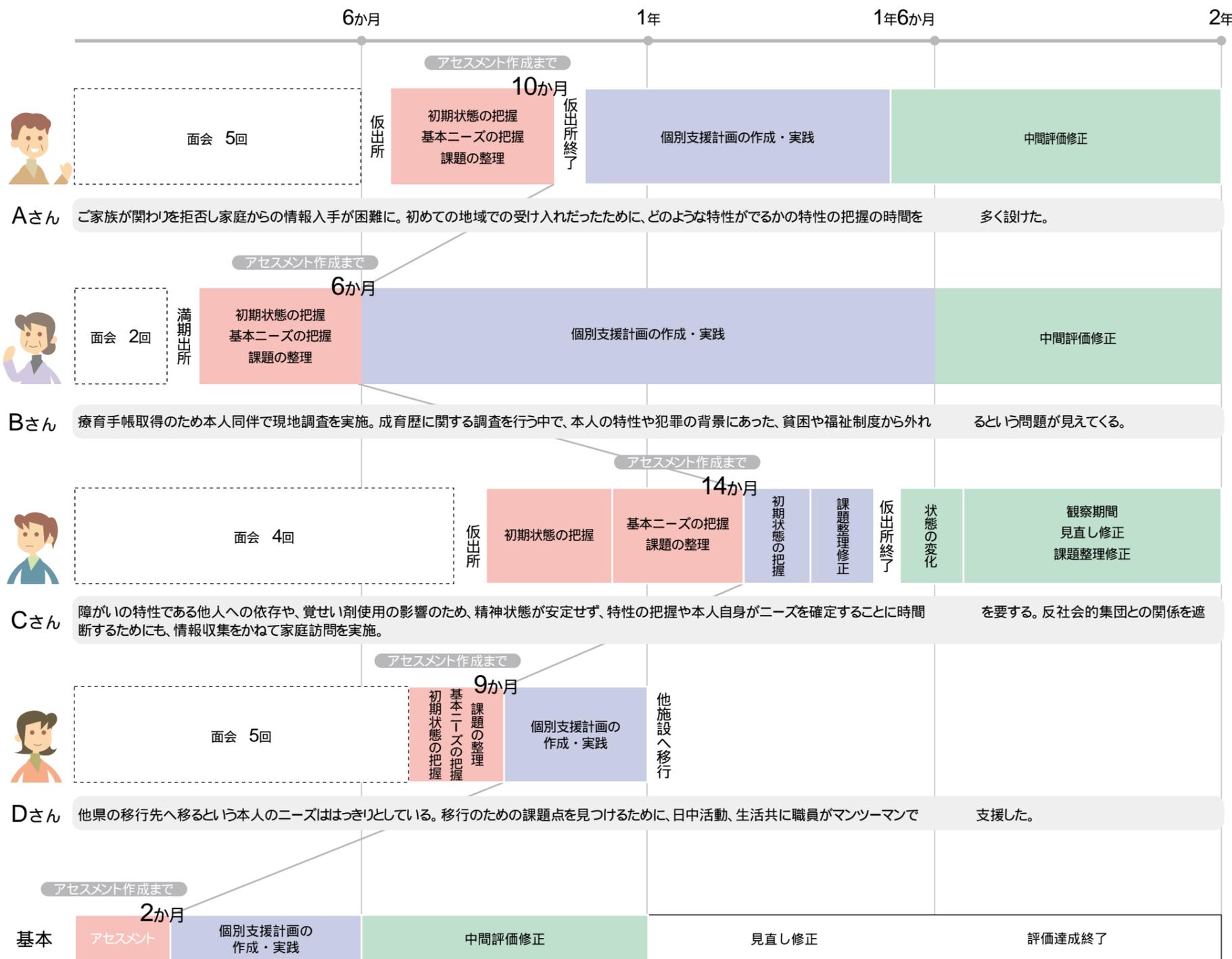
共通して言えることは人から感謝されたことが無い、又はごく少ない人達です。「おたがいさま」「ありがとう」と感謝される環境を地域の中に広げていき、社会の中での役割を見つけていけるかが、大きなポイントになります。



Point **3** 罪を犯した障がい者・高齢者の支援のまとめ

時間をかけたアセスメントが必要になります。

罪を犯した障がい者・高齢者の支援にあたって、なぜ罪を犯してしまったのかという背景を、時間をかけて丁寧に行うことが重要です。



Aさん ご家族が関わりを拒否し家庭からの情報入手が困難に。初めての地域での受け入れだったために、どのような特性がでるか特性の把握の時間を多く設けた。

Bさん 療育手帳取得のため本人同伴で現地調査を実施。成育歴に関する調査を行う中で、本人の特性や犯罪の背景にあった、貧困や福祉制度から外れるという問題が見えてくる。

Cさん 障がいの特性である他人への依存や、覚せい剤使用の影響のため、精神状態が安定せず、特性の把握や本人自身がニーズを確定することに時間を要する。反社会的集団との関係を遮断するためにも、情報収集をかねて家庭訪問を実施。

Dさん 他県の移行先へ移るとする本人のニーズははっきりとしている。移行のための課題点を見つけるために、日中活動、生活共に職員がマンツーマンで支援した。

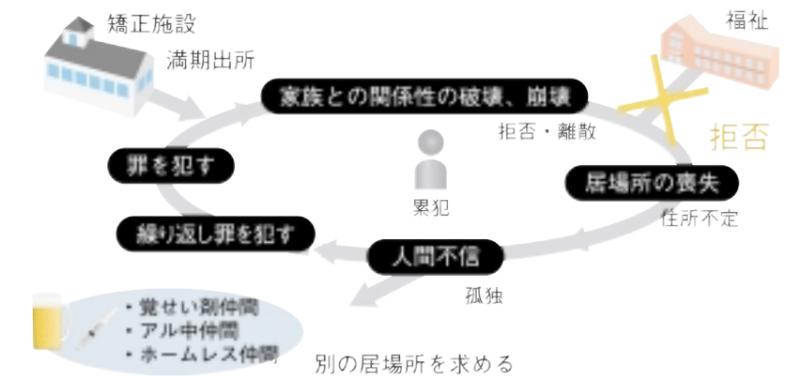
アセスメント作成の困難さ

通常知的障がい者への支援において、ポイントとなるのがアセスメントです。罪を犯した障がい者・高齢者の場合は、時間をかけて丁寧に行う必要があります。コロニー雲仙で受け入れた方は、通常の方が平均2か月でアセスメントを終了するのに対して、2～4倍以上の時間をかけました。

二次的障がいを丁寧に取り除くことが必要です

その理由として、複雑にからみあった犯罪（問題行動）の背景があります。犯罪（問題行動）は本人の性格・特性以外にも、貧困という経済的要因、福祉システムからこぼれるという社会システムの問題、発達障がい（自閉症、アスペルガー）に代表される障がい特性等が、大きく影響しています。また、知的障がいがあるために、家族や友達から認められず、気をひくために物を盗ってしまう、あるいは周囲と自己評価のギャップから自暴自棄な行動に走ってしまうというように、知的障がいから派生した二次的な障がいが犯罪の原因になっている事例もあります。単に問題行動のみに注目しては、問題の解決につながりません。時間をかけて二次的な障がいを丁寧にとりのぞき、何がその人の幸せを妨げてきたのかということ、時間をかけて見つめていく必要があります。

負のスパイラル（連鎖）からの救出



共通している二次的な障がいが、人間不信による信頼関係を構築することの難しさです。罪を犯した障がい者・高齢者は罪を犯すことで、家族を含む周囲との関係が崩壊し、自分の居場所を失い、再度罪を犯してしまうという「負のスパイラル（連鎖）」の中にいます。周囲からの孤立や、「どうせ自分は信用されていない」という自己評価の低下によって、人間不信に陥っている者が多いです。そのため、福祉サービス支援者との間に信頼関係を築くのに時間がかかり、利用者の悩みや要望（ニーズ）を聞くまでに時間を要します。

現地調査の有効性



生家への現地調査

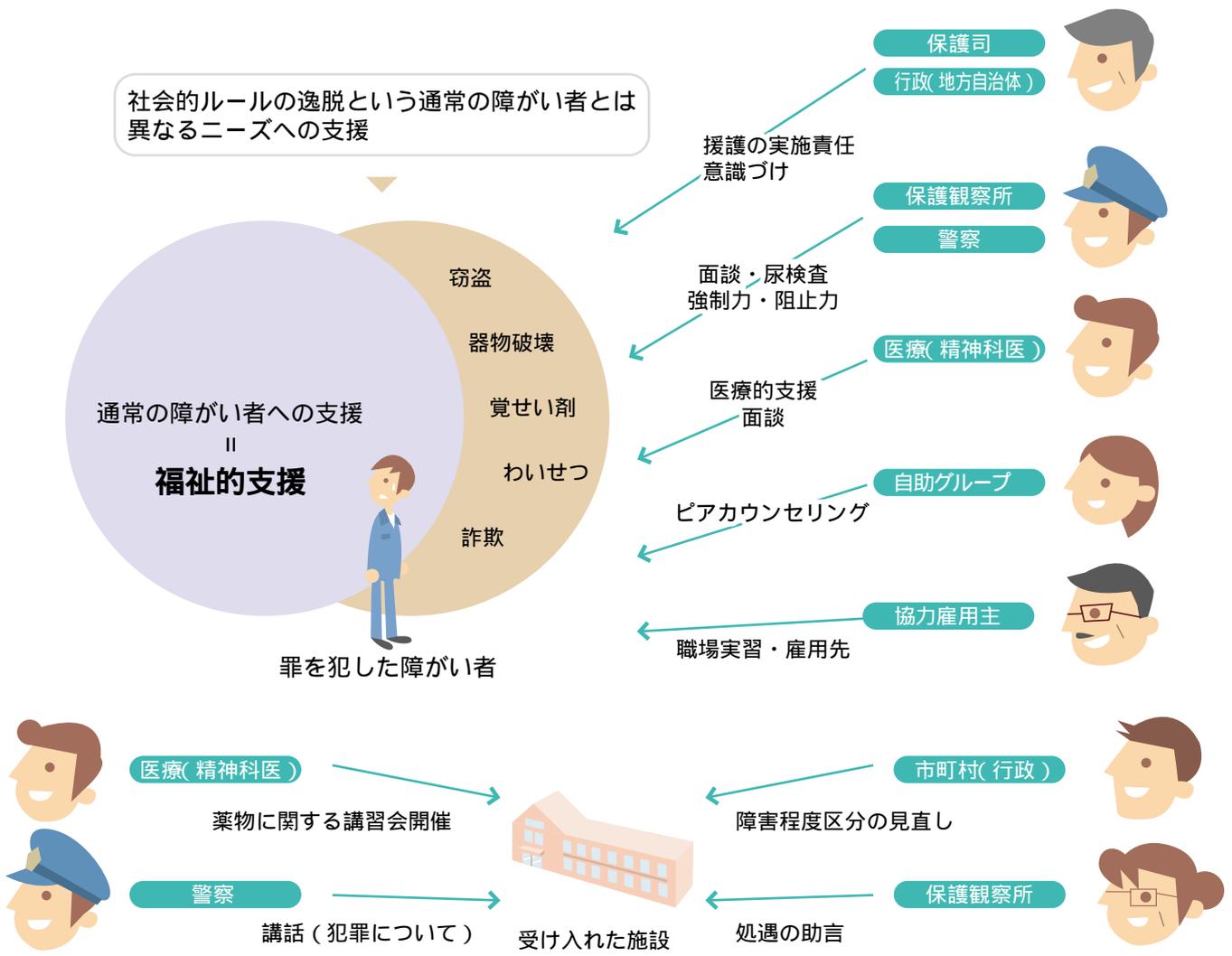
このような複雑な背景とあわせ、罪を犯した障がい者・高齢者は、入手できる情報に限りがあります。通常の行動観察と合わせて、現地調査等も有効になります。コロニー雲仙では受け入れにあたって、
① 現地調査（ホームレスとして生活していた場所も）
② 家庭訪問
③ 前利用施設の職員への聞き取り等を行いました。

共に歩む理解者に

この様に、足を運び細やかな情報を集めていく中で、支援員は「生きにくさ」への共感者に育てられていきます。ここで育まれた信頼関係は支援にあたっての大きな強みになります。

福祉以外の社会資源との連携

罪を犯した障がい者・高齢者の支援にあたっては、福祉以外の社会資源を活用して支えることも大切です。



矯正、更生・保護の社会資源の活用

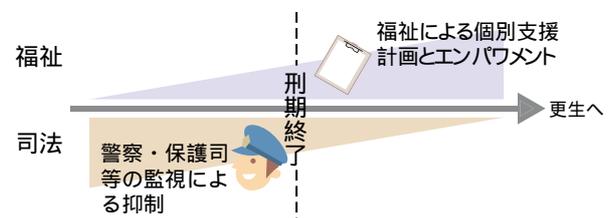
罪を犯した障がい者・高齢者と一般の利用者の最大の違いである「社会的ルールの逸脱」という点には、福祉以外の社会資源を活用して支援することも大切です。

特に社会的ルールの逸脱に対しては、強制力や抑止力という一定の拘束力をもつ司法サイドの資源が有効になります。

また、「罪を犯さない」という意識づけでも、担当職員、保護司、保護観察官と、関わりに濃淡をつけ、外部の力を借りることでより大きな効果が期待できます。

「拘束」から「エンパワメント」へ

仮出所期間は一定の拘束力があり、利用者自身も罪の意識が高い期間です。「拘束」(司法の力)があるこの期間を訓練導入期として活用し、「エンパワメント」(福祉の力)へ、切り替えを行えるかが、支援のポイントとなります。





support 1

保護観察所からの支援

仮出所（仮退院）の方は、矯正施設から保護観察所の監視下へ移ります。仮出所（仮退院）の方へは、面談や覚せい剤使用の方への尿検査等を実施していただき、意識づけにご協力いただけます。

また、支援で困った時は相談が可能です。環境調整で知りえた範囲でアドバイスいただけます。

面談や尿検査を実施。（回数や面談の内容は要相談）
処遇で困った際の相談。

お問い合わせ先 参考資料 P63を参照



support 2

保護司からの支援

保護司とは、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。保護観察官と協力して保護観察に当たるほか、本人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、帰宅先の生活環境の調整や相談を行っています。

仮出所（仮退院）の人は、定期的な保護司の方との面談が義務付けられています。社会的信望の厚い方々が選ばれているため、つかれている職業、これまでの知識・経験や特技等に応じた、本人への説諭をしていただけます。

利用者も保護司だけは、自分を理解してくれる人という認識があり、信頼関係づくりがとてもスムーズにできます。

本人への説諭。

お問い合わせ先 全国保護司連盟
http://kouseihogo-net.jp/h3/h3_1.php



support 3

行政（都道府県・市町村）からの支援

罪を犯した障がい者・高齢者は、現在の障害程度区分の判定に社会のルールが守れない反社会性が反映されにくいいため、中度・軽度の方が多い状況です。受け入れてから手厚い支援を必要としている場合は、程度区分の見直し調査を依頼します。

生活保護の受給者には担当のケースワーカーが付きますので、定期的な面談で自立に向けての意識付けを依頼します。



support 4

警察からの支援

問題行動があった場合の意識づけ（警察署にての対応）の協力が得られます。

定期的に来訪していただき講話を依頼することができます。（性犯罪や窃盗について等、講話の内容はある程度こちらから指定できます）



support 5

医療（精神科医）からの支援

支援にあたり、心理的な状況（発達障がい、性格の偏り、物事の捉え方に特有のものがないか等）を臨床的に把握するために、心理判定等を依頼することは、アセスメントに有効です。

覚せい剤に関する職員への講習会開催
対象者の必要に応じての定期的な診察、カウンセリング、意識づけ

必要に応じての医療支援（入院等）



support 6

協力雇用主からの支援

犯罪や非行を犯した人の立ち直りには就労し、生活の安定を図ることが重要です。2007年の調査では、有職者の再犯率に7.1%に対して、無職者の再犯率は37.0%となっています。しかし、こうした人々は、その前歴ゆえに定職につくことが容易ではありません。

協力雇用主とは、犯罪や非行歴のある人を差別することなく、積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者です。現在、全国に約6,600の協力雇用主がいます。

刑務所出所者等の職場体験講習の受け入れ。
刑務所出所者等の雇用。

お問い合わせ先 保護観察所（参考資料 P63を参照）



support 7

自助グループからの支援

同じ問題を抱えて悩んでいる人々が一堂に会して、自らの問題を率直に語り合い（体験談）傾聴し合うことによって、お互いに癒され、励まし合って、問題を解決して行こうとする集まりを「自助グループ（Self Help Group）」といいます。

依存症の場合は、同じ症状を持つ者同士のピアカウンセリングが効果的です。

当事者同士のカウンセリング

お問い合わせ先 一部お問い合わせ先

全国ダルク（薬物依存） <http://www.yakkaren.com>
社団法人全日本断酒連盟（アルコール依存） 03 3863 1600
<http://www.dansyu-renmei.or.jp/>

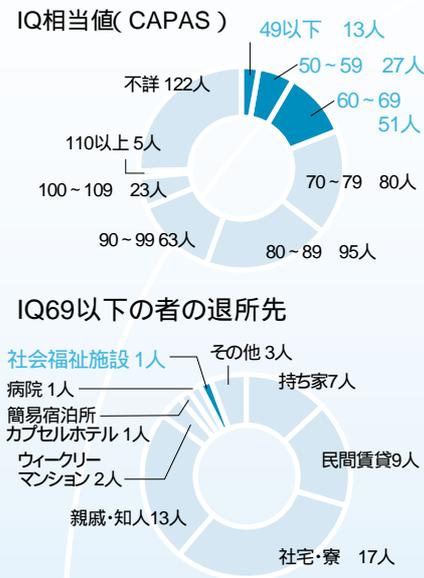
3

罪を犯した障がい者・高齢者の支援について ～更生保護施設「虹」での受け入れ～

矯正施設の中に障がい者・高齢者が多く存在するという厚生労働科学研究での研究結果をふまえ、出所後の「受け皿」にあたる更生保護の分野でも改革が進められました。

その一つが社会福祉法人やNPO法人による更生保護事業への参入です。社会福祉法人が運営する初の更生保護施設としてコロニー雲仙が2009年4月から開所した「虹」（長崎県雲仙市）の取り組みから、更生保護施設における罪を犯した障がい者・高齢者の支援の流れを説明します。

更生保護施設における罪を犯した障がい者の実態



厚生労働科学研究の調査では、2006年9月に全国の更生保護施設101か所を退所した479人の内、潜在的に知的障がいをもつと思われる者は19.1%の91人でした。その中で福祉施設が移行先だった者は1人に留まっています。（『厚生労働科学研究報告書 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』）

6か月以内での退所が義務付けられている更生保護施設では、短期間で就労自立が可能な人が優先され、長期利用になりやすい知的障がい者や高齢者の受け入れは消極的な傾向にありました。また受け入れたとしても、福祉サービスの知識や関係機関との連携が不足しているため、「福祉の支援ニーズ」を汲み取り自立まで導くことが困難でした。前記の移行した1人も身体障がいがあり、「福祉の支援ニーズ」に応えた者ではありませんでした。

このような実態を踏まえ、更生保護施設検討委員会では、満期出所者30,000人の内、出所後に福祉的な支援が必要な高齢者・障がい者は1,000人と試算しています。（法務省保護局第12回更生保護施設検討会資料）

更生保護施設「虹」の概要	42
支援の実績	42
支援の流れ	43
各機関との連携	43

事例 ④ Dさん 更生保護施設で受け入れ 日中は福祉を利用	45
-------------------------------------	----

司法と福祉の更なる連携に向けて	51
-----------------------	----

更生保護施設「虹」の概要

社会福祉士の配置から「虹」開所へ

厚生労働科学研究の研究成果を踏まえ、①社会福祉法人等の更生保護事業への参入、②矯正施設や更生保護施設への社会福祉士の配置、③PFI 刑務所内の特化ユニット（精神や身体に障がいを抱える人の処遇を担当）の設置等、出所後の進路を想定しての様々な改革が行われました。

このような中で、2009年4月、社会福祉法人による初の更生保護施設「虹」が開所しました。



自立訓練（生活訓練）を利用した体力づくり



更生保護施設「虹」事業所概要

「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設」の指定施設

所在地 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504

設置年月日 2009年4月2日

定員 20名 男子10名(成年男子8名、少年男子2名)
女子10名(成年女子9名、少年女子1名)

職員 現員5名(内保護司2名、社会福祉士1名)

沿革 2009年3月30日

法務大臣より更生保護施設の認可を受ける

4月1日 同認可受理

4月2日 更生保護施設「虹」開所

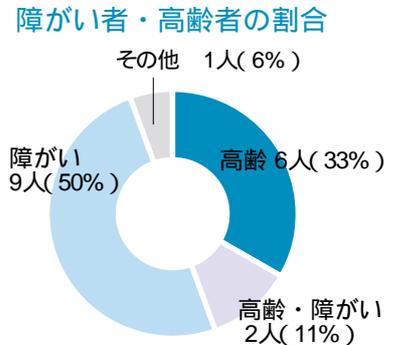
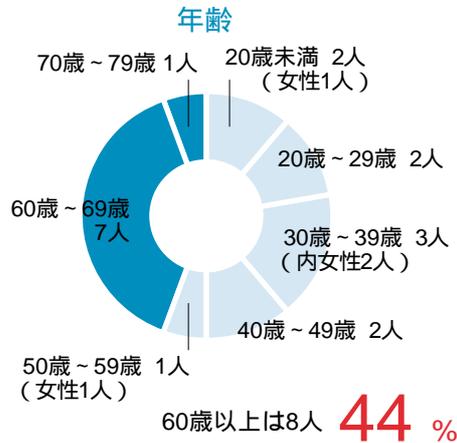
福祉の支援ニーズ」に応える5つの特徴

1. 社会福祉法人が設置した初の更生保護施設。
2. 特別調整（P5参照）を対象とする「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設」の指定施設。
3. 同法人内の福祉事業所との連携により、「福祉の支援ニーズ」に応える。
4. 閉所した入所施設を更生保護施設に転用。
5. 罪を犯した障がい者の「つなぐ」役割を担う長崎県地域生活定着支援センターとの連携。

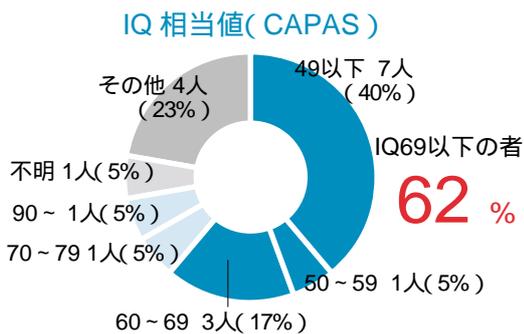
支援の実績 (2009年4月2日～11月14日)



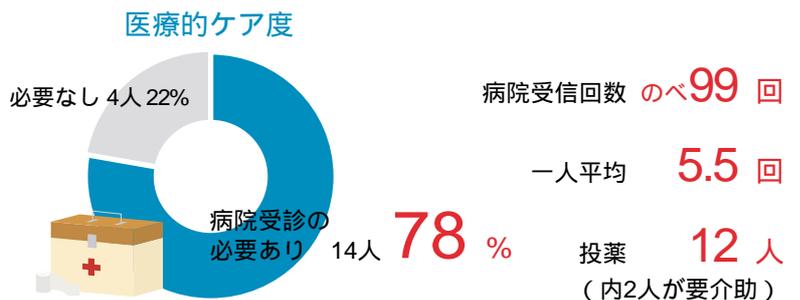
受け入れ
合計 **18人**
(内女子4人)



- 注1 「高齢者」とはおおむね65歳以上で特別調整と認定された者。
注2 「障がい者」とは障害者手帳（療育手帳・身体障害者・精神障害者）所持者。
注3 「高齢・障がい者」とは障害者手帳を所持し、65歳以上の者。



- 注1 その他はIQが判明している者。IQは次の通り、IQ57、IQ58、IQ69、IQ43。



- 注1 病気の内訳は、高血圧が5人、C型肝炎が3人、その他胆石、白内障、緑内障、肝臓腫瘍疑い、胃癌再発疑い、椎間板ヘルニア、肝硬変、関節炎、アキレス腱断裂後遺症等が1人ずつ。

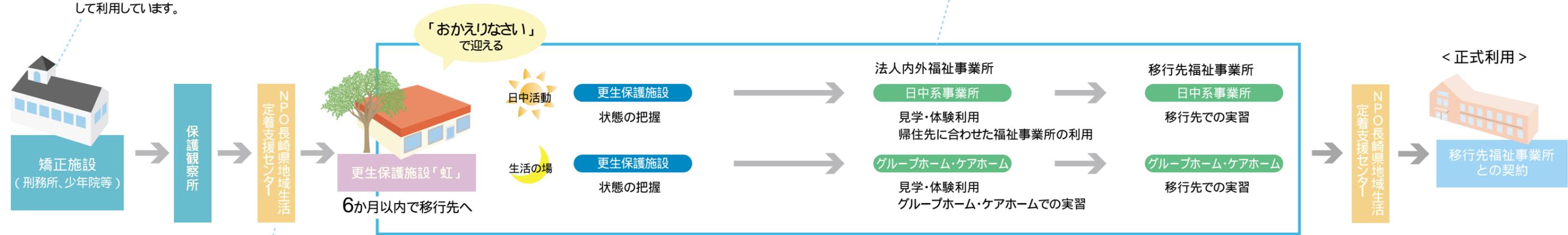
支援の流れ

福祉との連携により司法から福祉のスタートにバトンをつなぐ

point 1 シェルターとしての機能

刑期終了日と福祉事業所の利用開始までに福祉の手立てが整わず「タイムラグ」が生じることがあります。こういった「更生緊急保護」()の対象者となる、出所後すぐに帰住先のない人がシェルターとして利用しています。

更生緊急保護
身よりがなく、自身の改善更生が困難な人を対象に、更生保護施設への入所を希望する人に対して、最長6か月間の保護観察所の委託により、更生保護施設へ入所できる制度。



point 3 生活は「司法」の制度、日中は「福祉」の制度を利用

近隣には同法人による福祉サービス事業所をはじめ多くの事業所が展開しているので、在所中から見学や体験利用を行っています。また、事業所単位では、SST(生活技能訓練)も合同で開催しています。
このような福祉との連携は、早期から福祉サービス利用に向けたトレーニングを実施できるだけでなく、福祉事業所と共同して手厚い医療支援を行えるという点でも有効です。

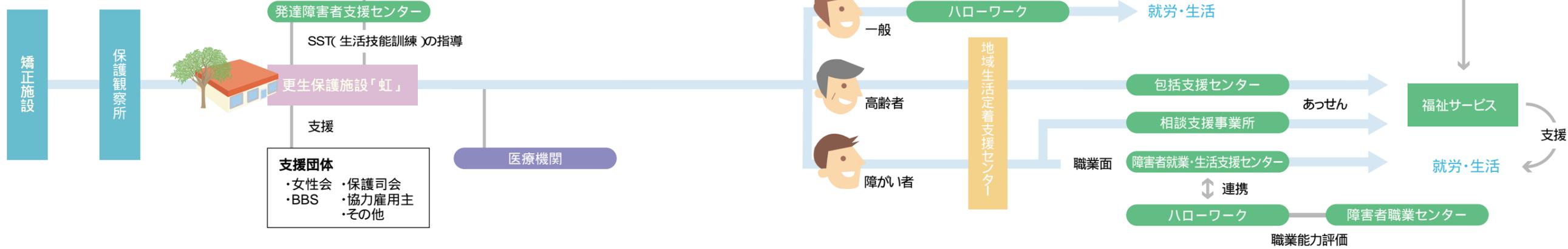
受け入れ準備 → アセスメント → 各種トレーニング → 移行準備 → 移行・アフターフォロー



point 2 NPO長崎県地域生活定着支援センターとの連携

対象者の選定から移行先の調整まで、NPO長崎県地域生活定着支援センターと連携して支援を行います。本人の特性を理解した担当者が継続して関わることで、切れ目のない「つなぐ」支援が提供出来ます。

各機関との連携



事例 4 Dさん

更生保護施設で受け入れ、日中は福祉を利用。出身地の福祉施設へ橋渡しを行う。



本人のニーズ
就職して、
母と子供と生活
したい。

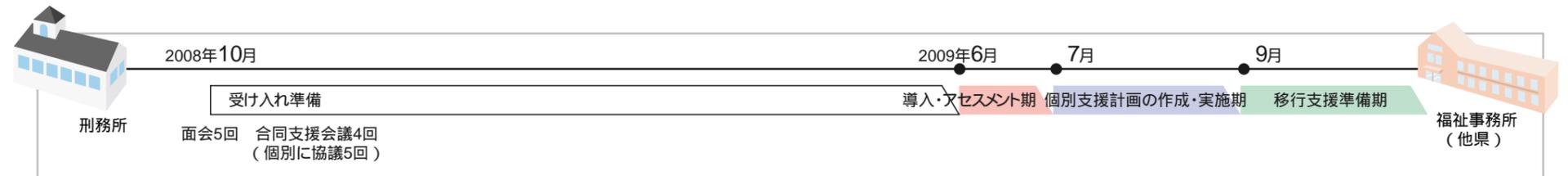
- 年齢(受け入れ時) 30代
- IQ 46
- 療育手帳 あり(B1)
- 罪名 建造物侵入、窃盗
- 刑期 懲役1年10か月
- 入所度数 初入
- 出所形態 身元引受人がいなかったため満期出所。

生活環境づくり

喫煙室を設け、火気の取扱い、約束事を設定。
危険物の取り扱いの徹底、必要時に渡すように整理する。

受け入れ

更生緊急保護での受け入れ。
他の福祉施設への移行準備が整うまでのシエルトーとして更生保護施設を利用。



導入・アセスメント期	個別支援計画の作成・実施期	移行支援準備期
<p>環境の変化にともなう不安を軽減するように積極的なコミュニケーションをはかりレポート作りを行う。 更生保護施設職員とマンツーマンで日中生活をともに過ごし、行動特性の把握を行う。 特性と今後の進路を考え、どの日中系の福祉サービスにつなげるか検討。様々な福祉事業所の見学を行う。</p>	<p>福祉サービスの見学・体験実習を経て本人が納得して福祉サービスの選択をしていく。 見学体験実習においては、職員が引率し、環境になれるまで仲介をする(少しずつ支援の手を引いていく)。 人間関係の形成を重点的に支援(キーパーソンの見極め)。</p>	<p>移行先(他県)状況を想定し、グループホームでの実習を開始することで、円滑に移行していくための支援を行う。 移行先での見学を実施し、移行後のイメージを持ってもらう。</p>
<p>日中活動 更生保護施設 (長崎県雲仙市)</p>	<p>就労継続支援B型 (雲仙市) 定員20名 職員4名</p>	<p>就労継続支援B型 (長崎県島原市) 定員10名 職員4名</p>
<p>職員配置 Dさん 更生保護施設担当職員</p>	<p>Dさん 更生保護施設担当職員 職員 他利用者</p>	<p>通常の職員配置</p>
<p>活動内容 施設内での活動</p>	<p>他の利用者との交流 野菜の収穫、植え付け 8時間働ける体力をつける 基本的な就労習慣を身につける</p>	<p>一般事業所(養鶏場)での集卵・液卵作り</p>
<p>生活の場 まち郊外の丘陵 定員: 20名(男女混合) 職員: 2名 更生保護施設 (長崎県雲仙市)</p>		<p>住宅街 定員: 5名(男女混合) 職員: 1名(ケア職員付き) ケアホーム (長崎県島原市)</p>
<p>職員配置 Dさん 更生保護施設担当職員</p>	<p>Dさん 年齢性別共に様々な職員が関わる</p>	<p>通常の職員配置</p>
<p>生活支援 基本的な生活習慣の見極め 様々なレクを企画(社会勉強+レポート作り)</p>	<p>課題に対する改善指導 自主性を引き出し、余暇の過ごし方を支援。</p>	<p>地域社会のルールに沿って生活していけるよう支援する。</p>



福祉との併用
日中活動及び、生活の一部は福祉事業所を併用して利用。本人の福祉的ニーズにマッチした支援が可能になる。

キーパーソン
移行先の福祉事業所の施設長
矯正施設入所中より2度面接し、本人を受け入れる準備があるから、その準備が整うまで更生保護施設にいて欲しいとの一言に本人は非常に感謝していた。移行先の福祉事業所の職員との関わりがあることによって、更生への意欲が高まったと思われる。

アセスメント表

point 1

地域生活定着支援センターの支援で、矯正施設入所中に療育手帳取得。これまで福祉の支援の経験なし。

point 2

住居は廃墟状態にあり、母が住む地元への帰住を希望する。

氏名	Dさん point 1				男・女	障害基礎年金	有・無	①級・2級・申請中
療育手帳	有・無	等級	B 1	番号	精神手帳	有・無	等級	番号
身体手帳	有・無	等級		番号	IQ 相当値	46	障害程度区分	4
家系図					住宅	住居なし point 2		
	<p>家庭状況</p> <p>父は本人が20歳の時病死。本人に結婚歴はないが子供は1人。子供は農業手伝い先の男性との間に生まれた。子供は生まれてすぐに助産婦が手続きをしてくれて施設に入所している。本人は家族性の障がいと思われる。家族は現在入所施設や音信不通であったりと離散状態。帰る家や頼る家族がない。</p>				経済状況			
犯罪面								
罪名	建造物侵入、窃盗	刑名 刑期	懲役 1年10か月	刑期	年×月～ 年×月			
受け入れ日	2009年 5月	入所度数	初入	再犯期間				
犯罪の概要及び動機・原因	母の年金と兄の障害基礎年金で生活していたが生活費が足りなくなったので、住宅に侵入し現金を窃盗している。(合計72,000円)							
犯罪性の特徴	生活苦による現金盗み							
非行・犯行歴	1993年 母の年金(2か月で6万)と兄の障害基礎年金(2か月13万円)で生活していたが2か月目には足りなくなり住居侵入 罰金を支払っている 2004年 近所の電器ショップへ現金盗 執行猶予 その後本件に至り実刑							
中毒	中毒の有無(有【種類: _____】・無)							
反社会的集団との関係	反社会的集団との関係(有・無)							

支援の流れ

導入・アセスメント期

期間：2009年5月～6月

個別支援計画の作成・実施期

移行支援準備期

矯正施設入所中に療育手帳を取得しており、これまで福祉とは縁の無い生活を送ってきたため、福祉サービスに慣れる体験実習と本人の把握に努める。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 更生保護施設 (長崎県雲仙市) 定員20名 職員4名	 Dさん 更生保護施設職員	施設内での活動
 生活の場			基本的な生活習慣の把握 様々なレクを企画 (社会勉強+レポート作り)

福祉事業所の見学と体験実習を実施

以前一人で就職活動を行ったが仕事が見つからなかった為、今後は福祉のサービスを受給しながら自立していく事を希望している。しかし、福祉サービスがどのようなものか経験も無い為、福祉のサービス自体を学習する必要があった。まず、移行先の福祉事業所へ円滑に移行できるよう、法人内の日中活動事業所の見学を行う。

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型の4か所の体験実習を実施。本人の特性から短期間で環境になれる事が困難と判断し、更生保護施設職員も実習に入った。その間は、どのような特性があるか、どのような課題があるかを見極めていった。

ねらい 留意点

本人の意思を尊重するようにサポートした。体験実習を通して、スムーズな自己選択ができた。体験実習では、更生保護施設職員以外の目線も入るので本人の特性や課題を把握する上で効果的であった。

更生保護施設の生活に慣れる

職員と一緒に日課を行いながら、本人の基本的な生活習慣を把握することに努めた。また、本人の心の壁を取り除き、レポートを形成していく為に、家庭的な雰囲気作りに努めた。

これまで「楽しみ」というものを味わったことがほとんどなく、まず余暇の充実に取り組んだ。季節を楽しむため虫見学、温泉めぐり、苔や木々を使ったインテリアの作成、地域活動への参加(納涼祇園祭)等、回数を重ねるごとに笑顔が増え、自発的な発言も見られるようになった。

ねらい 留意点

対人関係や反社会的行動等の特徴については時間をかけて観察していく必要があった。

職員の思い

更生保護施設としての初入所者であり、職員としてどのような対応をしていけばいいか、不安が尽きなかったが、本人を前にしてそのような不安はなくなった。このような人がどうして刑務所にいるのかと疑うようだった。受け入れてこれまで日々の生活に追われ、自分の将来に対する夢や人生の楽しみ等について考えることも無く、知的に障がいがあることを知らず、福祉と疎遠だった人生が如何に大変だったかを痛感した。二度と矯正施設に行くことがないよう支援していきたいと感じた。

導入・アセスメント期

個別支援計画の作成・実施期

移行支援準備期

期間:2009年6月～9月

体験実習で出て来た課題点と今後の進路を踏まえ、日中は就労継続支援B型、夜間は自立に向けた改善を行う。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 就労継続支援B型 (雲仙市) 定員20名 職員4名		他の利用者との交流 野菜の収穫、植え付け 8時間働ける体力をつける 基本的な就労習慣を身につける
 生活の場	 更生保護施設 (雲仙市)		課題に対する改善指導 自主性を引き出し、余暇の過ごし方を支援。

就労継続支援B型で就労の基礎を

本人の希望である就職と移行先の福祉事業所の利用を想定し、就労継続支援B型と契約した。

体験実習を通して見えてきた、①8時間働ける体力をつける事、②基本的職業習慣を身につける事を就労継続支援B型職員に申し送り、重点的に指導をお願いした。更生保護施設職員も定期的な巡回を行い、課題の改善を把握した。

3つの課題点の克服を目指す

基本的生活習慣は確立しており、施設内ではほぼ自立して生活できていた。

課題として次の3つが見えてきた(困ったり、不安になった時、自分から相談できるようになる。女性らしさを身に付ける。③食事を自炊できるようになる)

については、適時、相談に来ることの大切さについて話をした。 については、日々の生活の中での指導と合わせ、職員同行で休日に買い物に行き、女性らしい服装、身だしなみについて指導を行った。③については、休日に自炊をした。メニュー決めから、食材の購入リスト、購入額と予算との関係の説明、調理実習を繰り返し行い、本人の苦手とする金銭管理や調理の学習を進めた。余暇活動は継続して実施した。

ねらい留意点

これまでの失敗経験の多さからか、苦手とする事への抵抗感が強かった。その為、個別支援計画の内容に対して嫌な顔をした。何故必要なのか、くり返して説明した。必要性を理解し、支援を受け入れた。

職員の思い

更生保護施設での生活は有期限となるが、その間、多くの人と接し、人間関係が広がるよう心掛けた。日中活動、更生保護施設での生活だけではなく、施設周辺の様々な社会資源を活用し、様々な体験をする中で、本人の心が成長し、社会へ適応していく力を養っていくと感じた。

移行先福祉事業所（他県）の内諾を得たことで移行支援準備期に入る。移行を想定しての実習を行う。

	事業所	職員配置	活動内容
 日中活動	 就労継続支援B型 （長崎県島原市） 定員10名 職員4名	 通常の職員配置	一般事業所（養鶏場）での集卵・液卵作り
 生活の場	 ケアホーム （長崎県島原市） 定員5名(男女混合) 職員1名(ケア職員付き)	 通常の職員配置	地域社会のルールに沿って生活していけるよう支援する。

移行先福祉事業所の内諾を得たことでグループホーム実習へ

移行先の福祉事業所がグループホームでの受け入れを了承したことで、グループホーム体験実習を行った。受け入れ先は街の中にある、比較的自由的なグループホームという事で、それを想定し実習を依頼する。最低限のルールは守ってもらいながら、それ以外は職員の関わりをできる限り控え、本人の自主性に任せた。4泊5日の実習だったが、よい評価で実習を終える事ができた。



移行先を想定し、日中活動・生活の両面にわたり、その環境に慣れていくように支援をする。更生保護施設職員は徐々に支援の手を引いていく。

支援のまとめ

- 1 日中は福祉事業所、生活は更生保護施設（途中からは福祉事業所）という、福祉と司法をまたいでの利用だった。矯正施設出所後、即福祉サービスへの移行が理想ではあるが、福祉サービス移行の手立ての手続きが途中であったり、福祉施設の受け入れにあたっての不安を軽減し、ゆるやかに福祉へつなげていく為にも、一時本人を更生保護施設で預かり、本人の社会内での行動特性を把握した上で、受け入れを検討していく方法は福祉サイドにとってもメリットは大きい。

職員の思い

Dさんが更生保護施設で過ごした数か月間。短い期間ではあったが、本人が移行日前日の送別会に涙と共に見せた表情は本当に幸せそうだった。矯正施設時での面接では決して見せる事がなかった表情だった。数か月という短い期間だったが、自分の将来に希望を見出せた事は非常に良かったと思う。

移行先での最後の別れでは大粒の涙と共にお世話になったことの感謝の気持ちを示してくれた。更生保護施設職員としても、支援できたことを誇りに思い、今後のDさんの人生が幸せであるようにと心から思った。

司法と福祉の更なる連携に向けて

更生保護における「司法」と「福祉」の連携は、制度がスタートしたばかりということもあり、機能するには時間がかかると考えられます。「虹」の実践を通して、罪を犯した障がい者・高齢者の支援にあたっては、社会福祉法人が運営する更生保護施設が、これまで不足していた福祉的ニーズを提供できるという点で、有効であることが分かってきました。次の二点からの理由からも、このような取り組みが全国的に広まっていくことが望まれます。

司法から福祉サイドへのソフトランディングによる福祉側の不安の軽減と円滑な地域移行



福祉施設にとって、矯正施設から直接対象者を受け入れることは、犯罪という特殊性や、入手できる個人情報の少なさという点でも、不安を伴う場合があります。

「虹」では受け入れ後、福祉経験のある職員が福祉の視点で状態を把握し、個別支援計画を作成します。また帰住先に合わせて、日中と生活の福祉事業所を利用することで、刑務所という特別な環境からふつうの場所での生活へ慣らしていきます。

更生保護施設というクッションが加わることで、司法から福祉へのソフトランディングが行え、受け入れ福祉施設も対象者を安心して受け入れることが出来ます。

VOICE

本人との面会で不安を軽減

受け入れに際して、罪名や書面だけでは、かなり不安があった。実際に面会に行き、本人の状況と犯行に到った背景が分かったら、この人だったら支援ができると判断できた。やはり実際に本人に会うことが、受け入れの決め手となった。

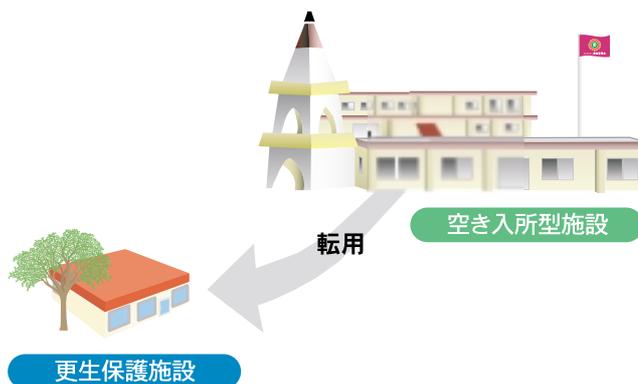
また実際に受け入れ後の印象も、他の利用者ともまったく変わらない利用者の一人というイメージである。

Dさんが利用している福祉事業所 管理者

入所型施設の転用と福祉のスケールメリット

更生保護施設「虹」は、地域のグループホームやケアホームへの移行によって空き施設となった入所型施設（定員50名）を、更生保護施設に転用しました。

このような入所型施設の転用は、建設に多額の資金を要しないことと、医療支援を含めた福祉の支援のノウハウを持つ職員が支援できることや、付随する福祉事業所を利用できるという点で有効です。



排除から包み込む社会へ、そして幸福づくりへ

私達は、物事に対して「知らない」「わからない」という理由で何らかの不安や抵抗を覚えるものです。ましてやそれが「刑務所」「受刑者」であれば、悪いイメージだけが先行し、なおさら拒否や排除の心理が働くということは、一般的に当然のことかもしれません。

私自身も3年前まではそうでした。しかし厚生労働科学研究の実践を通して、たくさんの刑務所の中の実態を見たり、聞いたり、そして直接福祉的支援をさせていただく中で、その「不安」や「怖い」というイメージは完全に払拭され、「支援を必要としている人達」という気持ちに変わっていきました。福祉的支援があれば、環境さえ整えれば何も再犯を繰り返さずに済んだ人達だということです。

「犯罪」の裏にあるものを見つめる

この罪を犯した障がい者・高齢者の方々に決定的に共通して言える事が『家族に恵まれていない』『家庭崩壊』『孤独』という点です。幼い頃の親の離婚、貧困、虐待、放任、無教育等の劣悪な環境と孤独感の中で、食べていく為に必死に生きてきた人達です。

そして、これまで福祉の支援が届かなかった人達です。

また、私達は「犯罪」と聞くと、「誰が」「何をしたのか」という表に現れるものだけに気をとられ、裏に隠された部分までしっかり見ようとしないところもあります。即ち、前面に出る罪名や前科に注目し、罪を犯した時の背景や要因、動機等をあまり深く追求しない傾向にあります。この背景や要因、そして成育歴等を見ると、個人だけの問題ではなく、家庭や地域社会に起因しているように考えてしまいます。であれば、これは私達の問題、社会の問題として取り上げなければなりません。「再犯」「累犯」というのは結果的に私達に跳ね返ってくる、解決しなければならない大きな課題であったとすることができます。

「福祉」という名の隔離ではなく

ある県の福祉関係者からこういう事を聞いたことがあります。

「こんな人達は、専用の施設を作らないと、どこも受け入れてくれないと思う」「地域生活定着支援センターの設置の前に専用の施設を作るのが先ではないか」と。刑務所と同じように隔離するという事です。そこには罪を犯した人達への全人間性の否定があると思います。それは排除そのものです。また、福祉の専門家と言われる人達は「リハビリ」「療育」などという専門用語を並べて、その対象者として入所施設での受け入れを最優先に考えているところもあります。これも本人不在の専門職が陥る自己満足的な福祉という名の隔離ではないかと考えます。

この罪を犯した福祉の支援を必要とする人達は、そんな福祉の細かい専門的、技術的な小手先とも言える支援を望んでいないように思います。それよりも日々の暮らしの中での「共感」とか「寄り添う」姿勢とかを最も尊重しなければならないと考えます。

「ふつう」の場所で心のバリアを溶きほぐす

私達は「安心」「安全」という最近の言葉から「排除」「隔離」へと意識が向かっていないか検証してみることも大切だと思います。一部ではなく、誰にとっても「安心」「安全」であるべきです。

地域生活定着支援センターで最も力を入れているのが「受け皿」の確保です。そのステージは、入所施設ではなく、できるだけグループホーム等の地域の中に求めています。

一般的に考えれば、刑務所を出所した「特別な人」かもしれません。そう考えてしまうのがある意味、普通とも言えます。ただこれは、本人の生まれ育った環境が福祉に届かず「特別」の状況下にあったと言えます。それによって人間不信、孤独、自信がない、ひがみ、人から良く思われたい(追従)等が悪循環によって重層的に蓄積され、一般社会からも見放された結果が、「犯罪」だと思います。したがって、その受け皿としては再犯防止の管理的、隔離的な処遇ではなく、「ふつう」の環境を重視し、地域生活を共に歩んでいけるソフトな福祉サービスの提供を第一として考えます。本人の、これまでの環境の中から出来上がってしまった心のバリアを溶きほぐしてくれる環境とはどういう環境なのかをもう一度考えていきたいと思います。

このガイドブックがその受け皿作りの一助になれば、罪を犯した多くの人達の「幸福づくりが一步前に進むのでは」と願っております。

NPO 長崎県地域生活定着支援センター 所長 酒井龍彦

資料集

1 フェイスシート（アセスメント）

- (1) プロフィール
- (2) 犯罪の状況
- (3) 障がい・要介護の状態
- (4) 福祉サービスの利用状況
- (5) 医療状況
- (6) 日常生活状況
- (7) 社会性
- (8) 性格・行動の特徴
- (9) 学歴・施設利用歴・職歴・生活歴
- (10) 将来の生活設計

2 関連機関一覧

フェイスシート（アセスメント）

取扱注意

作成日 平成 年 月 日

(1) プロフィール

記入者 _____（所属 _____）

ふりがな		性 別		生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)	
氏 名		男 ・ 女				
本 籍						
住民票 所在地	〒			連絡先 (電話番号等)		
帰住予定 (希望地)	〒			帰住予定の 根拠(理由)		
家 族 構 成	氏 名	続柄	生年月日	職 業	現 住 所	同居別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
家 庭 状 況	家族の理解度 協力度					
	家庭の 経済状況					
	家庭の特殊事情 (障がいの有無等) その他					
身元引受人 後見人	氏 名		本人との続柄			
	現住所	〒				
	連絡先 その他	電話番号：				
その他の支援者 援助者						

(2)犯罪の状況

罪名 (非行名)				刑名 刑期		
矯正 施設名				担当(窓口) 職員名		
矯正施設 入所日			刑期 終了日			入所度数
犯罪の 概要及び 動機・原因 (生活状況)						
犯罪性の 特徴						
共犯者の 有無 状況						
再犯の 状況 前科						
過去の 非行・ 犯行歴						
反社会的 集団との 関係						

(3) 障がい・要介護の状態

障がい重複する場合は、該当するものをすべて記入する

要介護の状態	介護保険の認定	有・無			知的障がい	I Q	判定方法	判定日 年 月		
	要支援・要介護認定介護度	(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)				I Q相当値(CAPAS)	判定日 年 月			
	要介護の状況					療育手帳	有・無	判定等級	(次回 年 月)	
	障害程度区分の認定					(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)				
身体障がい	障がいの部位		障がいの状況・程度			精神障がい	精神障がいの診断名		障がいの状況・程度	
	身体障害者手帳	有・無					判定等級	精神障害者手帳		
その他の障がい等		自閉症、広汎性発達障がい、ダウン症候群、てんかん、認知傾向、その他								

(4) 福祉サービスの利用状況

年金	有・無	年金の種類	年金の等級 支給額 等	
生活保護		有・無	種類及び 支給額 等	
その他の福祉サービスの利用状況			援護の実施 市町村	

(5)医療状況

身長			cm	体重			kg
視覚	裸眼視力	矯正視力		血液型			
	右 ()	()		聴覚			
左 ()	()	()					
てんかん	有・無	(種類) (発作の状況) (頻度)					
喘息	有・無	(状況)	口腔状態	虫歯(有・無)入れ歯(有・無)			
				(状況)			
皮膚疾患	有・無	(状況)	食品・薬品 に対する アレルギー	有・無	(状況)		
現在、 治療中の 疾病	疾病名		病院名(通院状況)		投薬・治療の状況		備考
既往歴・ 主な病歴	年月	疾病名	症状・治療歴			病院名	
医療面で、特に留意すべき点							

(6)日常生活状況

()内の当てはまるものに を付ける

食 事	(自立・要確認・要介助)	摂取量(拒食・普通・過食) 偏食 特別食の必要性 など
排 泄	(自立・要確認・要介助)	失禁・夜尿の有無 程度 便秘・下痢の体質 など
睡 眠	(自立・要確認・要介助)	睡眠の安定度 睡眠が浅い・寝つきが悪い など
入 浴	(自立・要確認・要介助)	体洗い・洗髪 of 自立度 入浴の習慣 など
洗面 歯磨き	(自立・要確認・要介助)	歯磨きの自立度 洗面の習慣 など
洗 濯	(自立・要確認・要介助)	洗濯の自立度 洗濯の習慣 など
脱着衣	(自立・要確認・要介助)	脱着衣の自立度 TPO に応じた服装 など
身辺整理	(自立・要確認・要介助)	整理整頓 清潔感 身だしなみ など
日常生活の中で、特に留意すべき点		

(7)社会性

()内の当てはまるものに を付ける

意思伝達	(自立・要確認・要介助)	会話の能力 相談能力 意思を伝えようとするか など
言語能力	(読み)	
	(書き)	
危険物の理解度	(自立・要確認・要介助)	火気類・刃物類・薬物類の危険の理解度 危険察知能力 など
金銭感覚 金銭管理	(自立・要確認・要介助)	金銭価値の理解度 管理能力 計画性の有無 など
買い物	(自立・要確認・要介助)	買い物を一人でどの程度できるか 節約型か浪費型か など
交通機関の利用	(自立・要確認・要介助)	交通機関を一人でどの程度まで利用できるか
飲 酒	飲酒習慣の有無・程度 アルコールの種類 など(過去の状況も含めて)	
喫 煙	喫煙習慣の有無・程度 など(過去の状況も含めて)	
薬物依存	依存性・習慣性の有無・程度 薬物の種類 など(過去の状況も含めて)	
ギャンブル 依 存	依存性・習慣性の有無・程度 ギャンブルの種類 など(過去の状況も含めて)	
趣味		
特技		
社会性の中で、特に留意すべき点		

(8) 性格・行動の特徴

性格	(長所)	(短所)	
情緒の安定		気分の変容 興奮	
忍耐力		気分のむら 集中力	
協調性 思いやり		依存心	
集団生活 対人関係	集団のルール 役割・当番等の意識 対人トラブル 交友関係 など		
職業観	職業意識 職業意欲 就労の希望 希望の職種 適性 など		
性的モラル	異性への関心度 性の抑制度 性的問題行動 特異な性癖 など		
反社会的 行動	暴言 暴力 盗癖 放火癖 放浪癖 など		
固執性 (こだわり)			

(9) 学歴・施設利用歴・職歴・生活歴

学歴 ・ 施設利用歴 ・ 職歴	年・月～年・月	学校名・施設名・職場名	状況・特記事項
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
	・ ~ ・		
・ ~ ・			
生活歴・結婚歴	幼児期～学齢期～青年期～現在までの生活の状況 結婚歴 など		

(10) 将来の生活設計

本人の意向	就労・日中活動面	
	生活面	
	利用希望の福祉サービス	
	資格取得の要望等	
	その他の意向	
本人の意向に向けた課題整理	就労・日中活動面	
	生活面	
	その他	

その他、本人の状態を示す資料があれば添付してください。

参考資料② 関連機関一覧

地域生活定着支援センター

施設名	〒	所在地	電話番号
岩手県地域生活定着支援センター	021 0024	岩手県一関市幸町 8 6	0191 48 3201
地域生活定着支援センターひまわり	410 0312	静岡県沼津市原1418 46 (社福)あしたか太陽の丘	055 968 1120
滋賀県地域生活定着支援センター	523 0893	滋賀県近江八幡市桜宮町235	0748 34 3655
和歌山県地域生活定着支援センター「まゝる」	640 8411	和歌山県和歌山市梶取21 8	073 488 7734
山口県地域生活定着支援センター	753 0072	山口県山口市大手町 9 6 ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉協議会内	083 924 2820
佐賀県地域生活定着支援センター	849 0935	佐賀県佐賀市八戸溝 1 15 3	0952 97 8171
長崎県地域生活定着支援センター	852 8104	長崎県長崎市茂里町 3 24 長崎県総合福祉センター 3 F	095 813 1332

(2009年12月31日現在)

保護観察所

施設名	〒	所在地	電話番号
北海道地方更生保護委員会	060 0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎	011 261 9907
札幌保護観察所	060 0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎	011 261 9225
函館保護観察所	040 8550	北海道函館市新川町25 18函館地方合同庁舎	0138 26 0431
旭川保護観察所	070 0901	北海道旭川市花咲町 4 2272 15旭川地方法務合同庁舎	0166 51 9376
釧路保護観察所	085 8535	北海道釧路市幸町10 3釧路地方合同庁舎	0154 23 3200
東北地方更生保護委員会	980 0812	仙台市青葉区片平 1 3 1 仙台法務総合庁舎仙台法務総合庁舎	022 221 3536
青森保護観察所	030 0861	青森県青森市長島 1 3 25青森法務総合庁舎	017 776 6418
盛岡保護観察所	020 0023	岩手県盛岡市内丸 8 20盛岡法務合同庁舎	019 624 3395
仙台保護観察所	980 0812	宮城県仙台市青葉区片平 1 3 1 仙台法務総合庁舎	022 221 1451
秋田保護観察所	010 0951	秋田県秋田市山王 7 1 2 秋田地方法務合同庁舎	018 862 3903
山形保護観察所	990 0046	山形県山形市大手町 1 32山形地方法務合同庁舎	023 631 2277
福島保護観察所	960 8017	福島県福島市狐塚17福島法務合同庁舎	024 534 2246
関東地方更生保護委員会	330 9725	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 1 さいたま新都心合同庁舎二号館	048 600 0181
水戸保護観察所	310 0061	茨城県水戸市北見町 1 1 水戸地方法務合同庁舎	029 221 3942
宇都宮保護観察所	320 0036	栃木県宇都宮市小幡 2 1 11宇都宮地方法務合同庁舎	028 621 2271
前橋保護観察所	371 0026	群馬県前橋市大手町 3 2 1 前橋法務総合庁舎	027 237 5010
さいたま保護観察所	330 0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 16 58さいたま法務総合庁舎	048 861 8287
千葉保護観察所	260 8513	千葉県千葉市中央区中央港 1 11 3 千葉地方合同庁舎	043 204 7791
東京保護観察所	100 0013	東京都千代田区霞が関 1 1 1 中央合同庁舎 6 号館 A 棟	03 3597 0120
東京保護観察所八王子支部	192 0046	東京都八王子市明神町 4 21 2 八王子法務合同庁舎	0426 42 2237
横浜保護観察所	231 0001	神奈川県横浜市中区新港 1 6 2 横浜第一港湾合同庁舎	045 201 3006
新潟保護観察所	951 8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191新潟地方法務総合庁舎	025 222 1531
甲府保護観察所	400 0032	山梨県甲府市中央 1 11 8 甲府法務合同庁舎別館	055 235 7144
長野保護観察所	380 0846	長野県長野市旭町1108長野地方法務合同庁舎	026 234 1993
静岡保護観察所	420 0853	静岡県静岡市葵区追手町 9 45静岡地方法務合同庁舎	054 253 0191
中部地方更生保護委員会	460 0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4 3 1 名古屋法務合同庁舎	052 951 2944
富山保護観察所	939 8202	富山県富山市西田地方町 2 9 16富山法務合同庁舎	076 421 5620
金沢保護観察所	920 0024	石川県金沢市西念 3 4 1 金沢駅西合同庁舎	076 261 0058
福井保護観察所	910 0019	福井県福井市春山 1 1 54福井春山合同庁舎	0776 22 2858
岐阜保護観察所	500 8812	岐阜県岐阜市美江寺町 2 7 2 岐阜法務総合庁舎別館	058 265 2651
名古屋保護観察所	460 8524	愛知県名古屋市中区三の丸 4 3 1 名古屋法務合同庁舎	052 951 2941
津保護観察所	514 0032	三重県津市中央 3 12津法務総合庁舎	059 227 6671

施設名	〒	所在地	電話番号
近畿地方更生保護委員会	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前4 1 76大阪合同庁舎第4号館	06 6949 6260
大津保護観察所	520 0044	滋賀県大津市京町3 1 1 大津地方法務合同庁舎	077 524 6683
京都保護観察所	602 0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075 441 5141
大阪保護観察所	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前4 1 76大阪合同庁舎第4号館	06 6949 6240
大阪保護観察所堺支部	590 0078	大阪府堺市堺区南瓦町2 55堺法務合同庁舎	072 221 0037
神戸保護観察所	650 0016	兵庫県神戸市中央区橘通1 4 1 神戸法務総合庁舎	078 351 4004
奈良保護観察所	630 8213	奈良県奈良市登大路町1 1 奈良地方法務合同庁舎	0742 23 4868
和歌山保護観察所	640 8143	和歌山県和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎	073 436 2501
中国地方更生保護委員会	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀2 15広島法務合同庁舎	082 221 4497
鳥取保護観察所	680 0842	鳥取県鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎	0857 22 3518
松江保護観察所	690 0841	島根県松江市向島町134 10松江地方合同庁舎	0852 21 3767
岡山保護観察所	700 0807	岡山県岡山市南方1 3 58岡山地方法務合同庁舎	086 224 5661
広島保護観察所	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀2 15広島法務合同庁舎	082 221 4495
山口保護観察所	753 0088	山口県山口市市中河原町6 16山口地方合同庁舎2号館	083 922 1337
四国地方更生保護委員会	760 0033	香川県高松市丸の内1 1 高松法務合同庁舎	087 822 5090
徳島保護観察所	770 0851	徳島県徳島市徳島町城ノ内6 6 徳島地方合同庁舎	088 622 4359
高松保護観察所	760 0033	香川県高松市丸の内1 1 高松法務合同庁舎	087 822 5445
松山保護観察所	790 0001	愛媛県松山市一番町4 4 1 松山法務総合庁舎	089 941 9983
高知保護観察所	780 0870	高知県高知市本町4 3 41高知地方合同庁舎	088 873 5118
九州地方更生保護委員会	810 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2 5 30	092 761 7781
福岡保護観察所	810 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1 4 13	092 761 6736
福岡保護観察所北九州支部	803 0813	福岡県北九州市小倉北区城内5 3 小倉合同庁舎	093 561 6340
佐賀保護観察所	840 0041	佐賀県佐賀市城内2 10 20佐賀合同庁舎	0952 24 4291
長崎保護観察所	850 0033	長崎県長崎市万才町8 16長崎法務合同庁舎	095 822 5175
熊本保護観察所	862 0971	熊本県熊本市大江3 1 53熊本第二合同庁舎	096 366 8080
大分保護観察所	870 0045	大分県大分市城崎町2 3 21大分法務合同庁舎	097 532 2053
宮崎保護観察所	880 0802	宮崎県宮崎市別府町1番1号宮崎法務総合庁舎	0985 24 4345
鹿児島保護観察所	892 0816	鹿児島県鹿児島市山下町13 10鹿児島地方法務合同庁舎	099 226 1556
那覇保護観察所	900 0022	沖縄県那覇市樋川1 15 15那覇第一地方合同庁舎	098 853 2945
九州地方更生保護委員会那覇分室	900 0022	沖縄県那覇市樋川1 15 15那覇第一地方合同庁舎	098 853 2947

更生保護施設

は「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設の指定施設」

	施設名	〒	所在地	電話番号
北海道	大谷染香苑	065 0043	北海道札幌市東区苗穂町2 2 5	011 731 5505
	札幌大化院 希望寮	060 0061	北海道札幌市中央区南1条西17 1 13	011 611 0407
	函館創生会	040 0025	北海道函館市堀川町13 2	0138 52 1391
	旭川保護会 旭川清和荘	070 0039	北海道旭川市九条通2 1485	0166 22 3907
	釧路慈徳会	085 0833	北海道釧路市宮本2 9 6	0154 41 6400
	十勝自営会	080 0802	北海道帯広市東二条南14 1	0155 23 3723
	網走慈恵院	093 0045	北海道網走市大曲1 1 1	0152 43 2230
	北見更生保護会	090 0811	北海道北見市泉町3 6 40	0157 25 4149
東北	あすなろ	030 0861	青森県青森市長島1 3 28	017 734 6211
	岩手保護院	020 0877	岩手県盛岡市下ノ橋町2 25	019 622 2806
	宮城東華会	982 0842	宮城県仙台市太白区越路15 6	022 223 3964
	秋田至仁会	010 0029	秋田県秋田市榑山川口境22 12	018 832 5787

	施設名	〒	所在地	電話番号	
東北	羽陽和光会	990 0833	山形県山形市春日町7 5	023 645 2875	
	至道会	960 8003	福島県福島市森合字山ノ下4 2	024 557 2656	
関東	有光苑	312 0033	茨城県ひたちなか市大字市毛858 36	029 272 6370	
	尚徳有隣会	320 0864	茨城県宇都宮市住吉町10 16	028 633 6431	
	栃木明徳会	328 0032	茨城県栃木市神田町3 14	0282 22 1171	
	群馬県仏教保護会	371 0025	群馬県前橋市紅雲町1 24 6	027 221 3376	
	清心寮	336 0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町7 12 19	048 837 1755	
	千葉県帰性会	264 0023	千葉県千葉市若葉区貝塚町27	043 231 1610	
	更新会	169 0051	東京都新宿区西早稲田1 21 1	03 5286 8191	
	興楽会	174 0071	東京都板橋区常盤台3 13 5	03 3960 0204	
	斉修会	169 0073	東京都新宿区百人町1 4 12	03 3200 7151	
	慈済会	116 0001	東京都荒川区町屋7 11 7	03 3892 4750	
	新興会	171 0044	東京都豊島区千早1 36 20	03 3957 2891	
	真哉会	120 0015	東京都足立区足立2 51 6	03 3886 2951	
	静修会(足立寮)	120 0046	東京都足立区小台2 43 5	03 3911 3377	
	静修会(荒川寮)	116 0002	東京都荒川区荒川4 17 1	03 3891 5750	
	清和会	123 0853	東京都足立区本木2 15 16	03 3887 8323	
	善隣厚生会	151 0071	東京都渋谷区本町2 47 5	03 3377 3705	
	東京実華道場(ステップ竜岡)	113 0034	東京都文京区湯島4 8 15	03 3811 2853	
	東京実華道場(ステップ押上)	130 0002	東京都墨田区業平2 10 11	03 3624 2735	
	東京保護観察協会 敬和園	165 0023	東京都中野区江原町2 6 5	03 3951 7669	
	日新協会	116 0012	東京都荒川区東尾久2 23 21	03 3892 2431	
	両全会	151 0052	東京都渋谷区代々木神園町3 40	03 3468 1639	
	鶴舞会	194 0004	東京都町田市鶴間371	042 796 7573	
	安立園	183 0057	東京都府中市晴見町1 13 5	042 368 7211	
	自愛会	192 0904	東京都八王子市子安町2 1 18	0426 42 4941	
	八興社	186 0002	東京都国立市東2 18 2	042 572 6196	
	柴翠苑	193 0932	東京都八王子市緑町78 1	0426 22 6024	
	まこと寮	234 0053	神奈川県横浜市港南区日野中央1 3 32	045 842 5534	
	横浜力行舎	235 0011	神奈川県横浜市磯子区丸山1 19 20	045 751 0795	
	川崎自立会	210 0847	神奈川県川崎市川崎区浅田1 4 2	044 322 2154	
	報徳更生寮	250 0001	神奈川県小田原市扇町1 6 25	0463 34 4049	
	中部	新潟県保護会 新潟川岸寮	951 8133	新潟県新潟市川岸町3 17 28	025 266 8125
		山梨以徳会	400 0867	山梨県甲府市青沼2 22 1	055 233 4901
		長野司法厚生協会 裾花寮	380 0873	長野県長野市大字西長野592 3	026 232 2434
松本保護会		390 0801	長野県松本市美須々7 8	0263 32 2230	
静岡県勸善会		422 8072	静岡県静岡市駿河区小黒2 1 25	054 286 1094	
少年の家		420 0947	静岡県静岡市葵区堤町914 60	054 271 5896	
富山養得園		939 8271	富山県富山市太郎丸西町1 17 7	076 421 2690	
徳風苑 親和寮		920 0934	石川県金沢市宝町1 16	076 231 7042	
福井福田会		910 0015	石川県福井市二の宮2 3 8	0776 23 1204	
岐阜県共助会 光風荘		500 8815	岐阜県岐阜市梅河町2 1	058 263 0703	
洗心之家		501 1106	岐阜県岐阜市大字石谷字南山770 22	058 235 7958	
愛知自啓会		463 0067	愛知県名古屋市守山区守山2 14 31	052 793 7214	
中協園		461 0011	愛知県名古屋市東区白壁2 20 18	052 953 1410	
立正園		463 0021	愛知県名古屋市守山区大字大森字八龍2367 104	052 798 0303	

	施設名	〒	所在地	電話番号
中部	岡崎自啓会	444 0840	愛知県岡崎市戸崎町字牛軋10	0564 51 5226
	徳永会大徳塾	471 0046	愛知県豊田市本新町7 50 1	0565 32 5211
	東三更正保護会	440 0853	愛知県豊橋市佐藤3 22 1	0532 61 5186
近畿	三重県保護会	514 0806	三重県津市上弁財町11 11	059 228 3493
	滋賀好善会 光風寮	520 0837	滋賀県大津市中庄2 1 48	077 524 3426
	京都保護育成会	615 0033	京都府京都市右京区西院寿町20	075 311 9611
	西本願寺白光荘	616 8074	京都府京都市右京区太秦安井二条裏町12 6	075 802 2506
	盟親	604 8803	京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112 4	075 811 8817
	和衷会	530 0024	大阪府大阪市北区山崎町5 10	06 6361 2716
	愛正会	532 0012	大阪府大阪市淀川区木川東1 9 6	06 6301 2309
	宝珠園	590 0017	大阪府堺市北田出井町3 3 30	072 232 1714
	泉州寮	598 0071	大阪府泉佐野市鶴原1 4 6	0724 62 1092
	神戸学而園 湊川寮	652 0041	兵庫県神戸市兵庫区湊川町10 5 20	078 511 4611
	播磨保正会	670 0095	兵庫県姫路市新在家1 6 21	0792 92 5446
	姫路薬師寮	670 0052	兵庫県姫路市今宿字池の内1793 2	0792 92 2388
	至徳会	630 8102	奈良県奈良市般若寺町264 2	0742 23 3574
	端正会	640 8341	和歌山県和歌山市黒田266	073 471 3681
中国	鳥取県更生保護給産会	680 0824	鳥取県鳥取市行徳3 815	0857 22 4884
	島根県更生保護会	690 0872	島根県松江市奥谷町306 1	0852 21 5383
	備作恵済会古松園	700 0915	岡山県岡山市鹿田本町2 7	086 225 2475
	美作自修会	708 0022	岡山県津山市山下46 28	0868 22 2087
	ウイズ広島	730 0822	広島県広島市中区吉島東1 1 18	082 241 1534
	呉清明園	737 0817	広島県呉市上二河町6 16	0823 21 5933
	山口県更生保護会	753 0052	山口県山口市三和町11 41	083 924 6016
	たちばな会	750 0043	山口県下関市東神田町1 10	0832 22 1355
四国	徳島自立会	770 0872	徳島県徳島市北沖洲2 8 27	088 664 0452
	讃岐修斉会	763 0091	香川県丸亀市川西町北1657	0877 22 8197
	愛媛県更生保護会	790 0056	愛媛県松山市土居田町280 1	089 972 0714
	高坂寮	780 0056	高知県高知市北本町1 3 3	088 872 2053
九州・沖縄	福岡梅香会	810 0063	福岡県福岡市中央区唐人町3 3 29	092 721 6801
	福岡弥生寮	814 0014	福岡県福岡市早良区弥生2 4 31	092 821 2187
	福正会	814 0006	福岡県福岡市早良区百道1 3 13	092 821 2723
	恵辰会	811 2113	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117 16	092 932 0187
	筑豊宏済会	820 0044	福岡県飯塚市大字横田字庄の町18 2	0948 29 5246
	湧金寮	802 0821	福岡県北九州市小倉北区鑄物師町10 11	093 561 0928
	NPO 法人 TGF田川ふれ愛義塾	825 0002	福岡県田川市大字伊田1526	0947 45 4355
	佐賀県恒産会	840 0853	佐賀県佐賀市長瀬町7 10	0952 23 4202
	長崎啓成会	851 0251	長崎県長崎市田上2 12 35	095 822 6015
	佐世保白雲	857 1164	長崎県佐世保市白岳町730 1	0956 31 6724
	虹	859 1215	長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504	0957 77 3620
	熊本自営会	862 0970	熊本県熊本市渡鹿6 6 45	096 366 3500
	豊洲保護会 あげぼの寮	870 0816	大分県大分市田室町4 10	097 543 2441
	みやざき青雲	880 0877	宮崎県宮崎市宮脇町72	0985 22 4643
	草牟田寮	890 0014	鹿児島県鹿児島市草牟田1 19 53	099 222 5459
沖縄県更生保護会 あげぼの寮	903 0804	沖縄県那覇市首里石嶺町3 325	098 884 4073	

(2009年10月現在)

参考資料② 関連機関一覧

地域生活定着支援センター

施設名	〒	所在地	電話番号
岩手県地域生活定着支援センター	021 0024	岩手県一関市幸町 8 6	0191 48 3201
地域生活定着支援センターひまわり	410 0312	静岡県沼津市原1418 46 (社福)あしたか太陽の丘	055 968 1120
滋賀県地域生活定着支援センター	523 0893	滋賀県近江八幡市桜宮町235	0748 34 3655
和歌山県地域生活定着支援センター「まゝる」	640 8411	和歌山県和歌山市梶取21 8	073 488 7734
山口県地域生活定着支援センター	753 0072	山口県山口市大手町 9 6 ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉協議会内	083 924 2820
佐賀県地域生活定着支援センター	849 0935	佐賀県佐賀市八戸溝 1 15 3	0952 97 8171
長崎県地域生活定着支援センター	852 8104	長崎県長崎市茂里町 3 24 長崎県総合福祉センター 3 F	095 813 1332

(2009年12月31日現在)

保護観察所

施設名	〒	所在地	電話番号
北海道地方更生保護委員会	060 0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎	011 261 9907
札幌保護観察所	060 0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎	011 261 9225
函館保護観察所	040 8550	北海道函館市新川町25 18函館地方合同庁舎	0138 26 0431
旭川保護観察所	070 0901	北海道旭川市花咲町 4 2272 15旭川地方法務合同庁舎	0166 51 9376
釧路保護観察所	085 8535	北海道釧路市幸町10 3釧路地方合同庁舎	0154 23 3200
東北地方更生保護委員会	980 0812	仙台市青葉区片平 1 3 1 仙台法務総合庁舎仙台法務総合庁舎	022 221 3536
青森保護観察所	030 0861	青森県青森市長島 1 3 25青森法務総合庁舎	017 776 6418
盛岡保護観察所	020 0023	岩手県盛岡市内丸 8 20盛岡法務合同庁舎	019 624 3395
仙台保護観察所	980 0812	宮城県仙台市青葉区片平 1 3 1 仙台法務総合庁舎	022 221 1451
秋田保護観察所	010 0951	秋田県秋田市山王 7 1 2 秋田地方法務合同庁舎	018 862 3903
山形保護観察所	990 0046	山形県山形市大手町 1 32山形地方法務合同庁舎	023 631 2277
福島保護観察所	960 8017	福島県福島市狐塚17福島法務合同庁舎	024 534 2246
関東地方更生保護委員会	330 9725	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 1 さいたま新都心合同庁舎二号館	048 600 0181
水戸保護観察所	310 0061	茨城県水戸市北見町 1 1 水戸地方法務合同庁舎	029 221 3942
宇都宮保護観察所	320 0036	栃木県宇都宮市小幡 2 1 11宇都宮地方法務合同庁舎	028 621 2271
前橋保護観察所	371 0026	群馬県前橋市大手町 3 2 1 前橋法務総合庁舎	027 237 5010
さいたま保護観察所	330 0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 16 58さいたま法務総合庁舎	048 861 8287
千葉保護観察所	260 8513	千葉県千葉市中央区中央港 1 11 3 千葉地方合同庁舎	043 204 7791
東京保護観察所	100 0013	東京都千代田区霞が関 1 1 1 中央合同庁舎 6 号館 A 棟	03 3597 0120
東京保護観察所八王子支部	192 0046	東京都八王子市明神町 4 21 2 八王子法務合同庁舎	0426 42 2237
横浜保護観察所	231 0001	神奈川県横浜市中区新港 1 6 2 横浜第一港湾合同庁舎	045 201 3006
新潟保護観察所	951 8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191新潟地方法務総合庁舎	025 222 1531
甲府保護観察所	400 0032	山梨県甲府市中央 1 11 8 甲府法務合同庁舎別館	055 235 7144
長野保護観察所	380 0846	長野県長野市旭町1108長野地方法務合同庁舎	026 234 1993
静岡保護観察所	420 0853	静岡県静岡市葵区追手町 9 45静岡地方法務合同庁舎	054 253 0191
中部地方更生保護委員会	460 0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4 3 1 名古屋法務合同庁舎	052 951 2944
富山保護観察所	939 8202	富山県富山市西田地方町 2 9 16富山法務合同庁舎	076 421 5620
金沢保護観察所	920 0024	石川県金沢市西念 3 4 1 金沢駅西合同庁舎	076 261 0058
福井保護観察所	910 0019	福井県福井市春山 1 1 54福井春山合同庁舎	0776 22 2858
岐阜保護観察所	500 8812	岐阜県岐阜市美江寺町 2 7 2 岐阜法務総合庁舎別館	058 265 2651
名古屋保護観察所	460 8524	愛知県名古屋市中区三の丸 4 3 1 名古屋法務合同庁舎	052 951 2941
津保護観察所	514 0032	三重県津市中央 3 12津法務総合庁舎	059 227 6671

施設名	〒	所在地	電話番号
近畿地方更生保護委員会	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前4 1 76大阪合同庁舎第4号館	06 6949 6260
大津保護観察所	520 0044	滋賀県大津市京町3 1 1大津地方法務合同庁舎	077 524 6683
京都保護観察所	602 0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075 441 5141
大阪保護観察所	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前4 1 76大阪合同庁舎第4号館	06 6949 6240
大阪保護観察所堺支部	590 0078	大阪府堺市堺区南瓦町2 55堺法務合同庁舎	072 221 0037
神戸保護観察所	650 0016	兵庫県神戸市中央区橘通1 4 1神戸法務総合庁舎	078 351 4004
奈良保護観察所	630 8213	奈良県奈良市登大路町1 1奈良地方法務合同庁舎	0742 23 4868
和歌山保護観察所	640 8143	和歌山県和歌山市二番丁2和歌山地方合同庁舎	073 436 2501
中国地方更生保護委員会	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀2 15広島法務合同庁舎	082 221 4497
鳥取保護観察所	680 0842	鳥取県鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎	0857 22 3518
松江保護観察所	690 0841	島根県松江市向島町134 10松江地方合同庁舎	0852 21 3767
岡山保護観察所	700 0807	岡山県岡山市南方1 3 58岡山地方法務合同庁舎	086 224 5661
広島保護観察所	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀2 15広島法務合同庁舎	082 221 4495
山口保護観察所	753 0088	山口県山口市市中河原町6 16山口地方合同庁舎2号館	083 922 1337
四国地方更生保護委員会	760 0033	香川県高松市丸の内1 1高松法務合同庁舎	087 822 5090
徳島保護観察所	770 0851	徳島県徳島市徳島町城ノ内6 6徳島地方合同庁舎	088 622 4359
高松保護観察所	760 0033	香川県高松市丸の内1 1高松法務合同庁舎	087 822 5445
松山保護観察所	790 0001	愛媛県松山市一番町4 4 1松山法務総合庁舎	089 941 9983
高知保護観察所	780 0870	高知県高知市本町4 3 41高知地方合同庁舎	088 873 5118
九州地方更生保護委員会	810 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2 5 30	092 761 7781
福岡保護観察所	810 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1 4 13	092 761 6736
福岡保護観察所北九州支部	803 0813	福岡県北九州市小倉北区城内5 3小倉合同庁舎	093 561 6340
佐賀保護観察所	840 0041	佐賀県佐賀市城内2 10 20佐賀合同庁舎	0952 24 4291
長崎保護観察所	850 0033	長崎県長崎市万才町8 16長崎法務合同庁舎	095 822 5175
熊本保護観察所	862 0971	熊本県熊本市大江3 1 53熊本第二合同庁舎	096 366 8080
大分保護観察所	870 0045	大分県大分市城崎町2 3 21大分法務合同庁舎	097 532 2053
宮崎保護観察所	880 0802	宮崎県宮崎市別府町1番1号宮崎法務総合庁舎	0985 24 4345
鹿児島保護観察所	892 0816	鹿児島県鹿児島市山下町13 10鹿児島地方法務合同庁舎	099 226 1556
那覇保護観察所	900 0022	沖縄県那覇市樋川1 15 15那覇第一地方合同庁舎	098 853 2945
九州地方更生保護委員会那覇分室	900 0022	沖縄県那覇市樋川1 15 15那覇第一地方合同庁舎	098 853 2947

更生保護施設

は「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設の指定施設」

施設名	〒	所在地	電話番号
大谷染香苑	065 0043	北海道札幌市東区苗穂町2 2 5	011 731 5505
札幌大化院 希望寮	060 0061	北海道札幌市中央区南1条西17 1 13	011 611 0407
函館創生会	040 0025	北海道函館市堀川町13 2	0138 52 1391
旭川保護会 旭川清和荘	070 0039	北海道旭川市九条通2 1485	0166 22 3907
釧路慈徳会	085 0833	北海道釧路市宮本2 9 6	0154 41 6400
十勝自営会	080 0802	北海道帯広市東二条南14 1	0155 23 3723
網走慈恵院	093 0045	北海道網走市大曲1 1 1	0152 43 2230
北見更生保護会	090 0811	北海道北見市泉町3 6 40	0157 25 4149
あすなろ	030 0861	青森県青森市長島1 3 28	017 734 6211
岩手保護院	020 0877	岩手県盛岡市下ノ橋町2 25	019 622 2806
宮城東華会	982 0842	宮城県仙台市太白区越路15 6	022 223 3964
秋田至仁会	010 0029	秋田県秋田市櫛山川口境22 12	018 832 5787

	施設名	〒	所在地	電話番号	
東北	羽陽和光会	990 0833	山形県山形市春日町 7 5	023 645 2875	
	至道会	960 8003	福島県福島市森合字山ノ下 4 2	024 557 2656	
関東	有光苑	312 0033	茨城県ひたちなか市大字市毛858 36	029 272 6370	
	尚徳有隣会	320 0864	茨城県宇都宮市住吉町10 16	028 633 6431	
	栃木明徳会	328 0032	茨城県栃木市神田町 3 14	0282 22 1171	
	群馬県仏教保護会	371 0025	群馬県前橋市紅雲町 1 24 6	027 221 3376	
	清心寮	336 0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町 7 12 19	048 837 1755	
	千葉県帰性会	264 0023	千葉県千葉市若葉区貝塚町27	043 231 1610	
	更新会	169 0051	東京都新宿区西早稲田 1 21 1	03 5286 8191	
	興楽会	174 0071	東京都板橋区常盤台 3 13 5	03 3960 0204	
	斉修会	169 0073	東京都新宿区百人町 1 4 12	03 3200 7151	
	慈済会	116 0001	東京都荒川区町屋 7 11 7	03 3892 4750	
	新興会	171 0044	東京都豊島区千早 1 36 20	03 3957 2891	
	真哉会	120 0015	東京都足立区足立 2 51 6	03 3886 2951	
	静修会（足立寮）	120 0046	東京都足立区小台 2 43 5	03 3911 3377	
	静修会（荒川寮）	116 0002	東京都荒川区荒川 4 17 1	03 3891 5750	
	清和会	123 0853	東京都足立区本木 2 15 16	03 3887 8323	
	善隣厚生会	151 0071	東京都渋谷区本町 2 47 5	03 3377 3705	
	東京実華道場（ステップ竜岡）	113 0034	東京都文京区湯島 4 8 15	03 3811 2853	
	東京実華道場（ステップ押上）	130 0002	東京都墨田区業平 2 10 11	03 3624 2735	
	東京保護観察協会 敬和園	165 0023	東京都中野区江原町 2 6 5	03 3951 7669	
	日新協会	116 0012	東京都荒川区東尾久 2 23 21	03 3892 2431	
	両全会	151 0052	東京都渋谷区代々木神園町 3 40	03 3468 1639	
	鶴舞会	194 0004	東京都町田市鶴間371	042 796 7573	
	安立園	183 0057	東京都府中市晴見町 1 13 5	042 368 7211	
	自愛会	192 0904	東京都八王子市子安町 2 1 18	0426 42 4941	
	八興社	186 0002	東京都国立市東 2 18 2	042 572 6196	
	柴翠苑	193 0932	東京都八王子市緑町78 1	0426 22 6024	
	まこと寮	234 0053	神奈川県横浜市港南区日野中央 1 3 32	045 842 5534	
	横浜力行舎	235 0011	神奈川県横浜市磯子区丸山 1 19 20	045 751 0795	
	川崎自立会	210 0847	神奈川県川崎市川崎区浅田 1 4 2	044 322 2154	
	報徳更生寮	250 0001	神奈川県小田原市扇町 1 6 25	0463 34 4049	
	中部	新潟県保護会 新潟川岸寮	951 8133	新潟県新潟市川岸町 3 17 28	025 266 8125
		山梨以徳会	400 0867	山梨県甲府市青沼 2 22 1	055 233 4901
		長野司法厚生協会 裾花寮	380 0873	長野県長野市大字西長野592 3	026 232 2434
松本保護会		390 0801	長野県松本市美須々 7 8	0263 32 2230	
静岡県勸善会		422 8072	静岡県静岡市駿河区小黒 2 1 25	054 286 1094	
少年の家		420 0947	静岡県静岡市葵区堤町914 60	054 271 5896	
富山養得園		939 8271	富山県富山市太郎丸西町 1 17 7	076 421 2690	
徳風苑 親和寮		920 0934	石川県金沢市宝町 1 16	076 231 7042	
福井福田会		910 0015	石川県福井市二の宮 2 3 8	0776 23 1204	
岐阜県共助会 光風荘		500 8815	岐阜県岐阜市梅河町 2 1	058 263 0703	
洗心之家		501 1106	岐阜県岐阜市大字石谷字南山770 22	058 235 7958	
愛知自啓会		463 0067	愛知県名古屋市守山区守山 2 14 31	052 793 7214	
中協園		461 0011	愛知県名古屋市東区白壁 2 20 18	052 953 1410	
立正園		463 0021	愛知県名古屋市守山区大字大森字八龍2367 104	052 798 0303	

	施設名	〒	所在地	電話番号
中部	岡崎自啓会	444 0840	愛知県岡崎市戸崎町字牛軋10	0564 51 5226
	徳永会大徳塾	471 0046	愛知県豊田市本新町7 50 1	0565 32 5211
	東三更正保護会	440 0853	愛知県豊橋市佐藤3 22 1	0532 61 5186
近畿	三重県保護会	514 0806	三重県津市上弁財町11 11	059 228 3493
	滋賀好善会 光風寮	520 0837	滋賀県大津市中庄2 1 48	077 524 3426
	京都保護育成会	615 0033	京都府京都市右京区西院寿町20	075 311 9611
	西本願寺白光荘	616 8074	京都府京都市右京区太秦安井二条裏町12 6	075 802 2506
	盟親	604 8803	京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112 4	075 811 8817
	和衷会	530 0024	大阪府大阪市北区山崎町5 10	06 6361 2716
	愛正会	532 0012	大阪府大阪市淀川区木川東1 9 6	06 6301 2309
	宝珠園	590 0017	大阪府堺市北田出井町3 3 30	072 232 1714
	泉州寮	598 0071	大阪府泉佐野市鶴原1 4 6	0724 62 1092
	神戸学而園 湊川寮	652 0041	兵庫県神戸市兵庫区湊川町10 5 20	078 511 4611
	播磨保正会	670 0095	兵庫県姫路市新在家1 6 21	0792 92 5446
	姫路薬師寮	670 0052	兵庫県姫路市今宿字池の内1793 2	0792 92 2388
	至徳会	630 8102	奈良県奈良市般若寺町264 2	0742 23 3574
	端正会	640 8341	和歌山県和歌山市黒田266	073 471 3681
中国	鳥取県更生保護給産会	680 0824	鳥取県鳥取市行徳3 815	0857 22 4884
	島根県更生保護会	690 0872	島根県松江市奥谷町306 1	0852 21 5383
	備作恵済会古松園	700 0915	岡山県岡山市鹿田本町2 7	086 225 2475
	美作自修会	708 0022	岡山県津山市山下46 28	0868 22 2087
	ウイズ広島	730 0822	広島県広島市中区吉島東1 1 18	082 241 1534
	呉清明園	737 0817	広島県呉市上二河町6 16	0823 21 5933
	山口県更生保護会	753 0052	山口県山口市三和町11 41	083 924 6016
	たちばな会	750 0043	山口県下関市東神田町1 10	0832 22 1355
四国	徳島自立会	770 0872	徳島県徳島市北沖洲2 8 27	088 664 0452
	讃岐修斉会	763 0091	香川県丸亀市川西町北1657	0877 22 8197
	愛媛県更生保護会	790 0056	愛媛県松山市土居田町280 1	089 972 0714
	高坂寮	780 0056	高知県高知市北本町1 3 3	088 872 2053
九州・沖縄	福岡梅香会	810 0063	福岡県福岡市中央区唐人町3 3 29	092 721 6801
	福岡弥生寮	814 0014	福岡県福岡市早良区弥生2 4 31	092 821 2187
	福正会	814 0006	福岡県福岡市早良区百道1 3 13	092 821 2723
	恵辰会	811 2113	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117 16	092 932 0187
	筑豊宏済会	820 0044	福岡県飯塚市大字横田字庄の町18 2	0948 29 5246
	湧金寮	802 0821	福岡県北九州市小倉北区鑄物師町10 11	093 561 0928
	NPO 法人 TGF田川ふれ愛義塾	825 0002	福岡県田川市大字伊田1526	0947 45 4355
	佐賀県恒産会	840 0853	佐賀県佐賀市長瀬町7 10	0952 23 4202
	長崎啓成会	851 0251	長崎県長崎市田上2 12 35	095 822 6015
	佐世保白雲	857 1164	長崎県佐世保市白岳町730 1	0956 31 6724
	虹	859 1215	長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504	0957 77 3620
	熊本自営会	862 0970	熊本県熊本市渡鹿6 6 45	096 366 3500
	豊洲保護会 あげぼの寮	870 0816	大分県大分市田室町4 10	097 543 2441
	みやざき青雲	880 0877	宮崎県宮崎市宮脇町72	0985 22 4643
	草牟田寮	890 0014	鹿児島県鹿児島市草牟田1 19 53	099 222 5459
沖縄県更生保護会 あげぼの寮	903 0804	沖縄県那覇市首里石嶺町3 325	098 884 4073	

(2009年10月現在)



平成21年度 厚生労働省社会福祉推進事業 中間報告
「都道府県地域生活定着支援センター」の円滑な運営に関する実践的研究」

罪を犯した人達への福祉サービス提供のあり方について
- 地域の中で包み込む -
(増補改訂版) 2009(平成21)年12月版

編集・発行責任者 社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)
理事長 田島良昭
〒859 1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1572
TEL 0957 77 3600(代) FAX 0957 77 3966
E-mail: unzen@airinkai.or.jp URL <http://www.airinkai.or.jp>

発行日 2009年11月3日 初版
2010年1月18日 改訂版

印刷所 (株)昭和堂
